

一般社団法人日本アマチュア無線連盟
会 長 山 之 内 俊 彦 様

平成 27 年 5 月 25 日
社 員 JA5ARW 森國 幹夫

社員総会議事運営規定第14条に基づく準備書面

記

1. 無線設備のスプリアス発射について

無線設備のスプリアス発射強度の許容値に関する改正が行われたが、現時点での状況はどのようなになっているか。旧設備での再免許は可能か？もし再免許が不可となればアマチュア無線局の激減が予想される。また各国の対応状況を知りたい。

2. 無線局免許の簡素化(指定事項)について

無線局免許の包括指定は昨年末頃には発表されると聞いていたが現在の状況を知りたい。

3. 裁判費用について

理事地位不存在確認の裁判にかかったすべての費用は幾らか？また相手側にその費用の請求をするのか。もししないとしたら今後安易に訴訟する裁判が起こらないか。

4. 組織改革について

昭和48年に現在の支部体制になった時の会員数が約5万人(同49年約5.8万人、同50年約6.8万人)で現在は約6.6万人だがその年齢層は61歳以上が約2.9万人で全体の4割強を占める。

平成23年の第1回支部毎社員選挙では立候補無しが4支部あり、第2回同選挙も立候補無しが8支部もあり、宮崎県支部では1年以上も支部長が不在のままです。

今後も立候補無しが増加する懸念があり、地方本部運営や支部活動にも支障を来す恐れがあります。

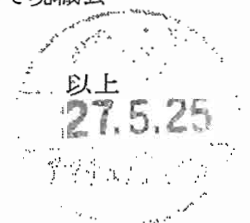
昭和48年以前のエリア支部に移行する検討の時期ではないかと思う。

またエリア支部への移行は2000年頃に検討され、ほぼ決まりかけたが実現に至らなかったのは事実か？事実ならなぜ実現しなかったのか。

5. 理事就任年齢及び重任期間について

覚書事項6項の「役員の就任年齢及び重任の制限について」は、現理事の年齢層・重任期間を見る限りでは会長が極短期で代わり対外的にも弊害があるのではないか。

見直しや廃止の時期に来ているのではないか。見直しもしくは廃止の時期について現職会長の退任をもって施行し現職会長の延命にならないように工夫することが大切。



一般社団法人日本アマチュア無線連盟 御中

平成 27 年度 社員総会 準備書面

平成 27 年 5 月 25 日

JJ1WTL 本林良太

1. 以下 3 点提出いたします：

(ア) 質問

(イ) 定款第 13 条に基づく付議

(ウ) 意見（提案）

2. 質問については、「【】」の括弧ごと」を回答に際しての単位とする。

3. 定款第 13 条に基づく付議については、社員総会の 1 週間前までに該当者本人への通知 が規定されているので、遅滞なく取り図られたい。

なお、定款・規則上には細目の規程がない。もし書面様式に不備がある場合には再提出をずるから、至急連絡されたい (090-3497-5771)。

4. 以下、質問に含んでいるので、たいへんお手数ですが、お調べいただきたい：

(ア) 会員一人あたりの「支部費」の最大格差

たとえば東京都支部であれば、 $746,000 \text{ [円]} \div 5,901 \text{ [名]} = 126.42 \text{ [円/名]}$ となるが、これを全支部間で比べると、最大格差は何倍になっていたのか。

なお、ここでは「平成 27 年 3 月 7 日」の「正員」の「個人」の値を用いているが、共通の尺度で横通しに比較ができるのであれば、その日付・会員種別にこだわるものではない。

(イ) 特別局の開設申請書の到達時期

専務理事着が、「開設の 3 ヶ月前までに行われているもの」「そうでないもの」の、それぞれの局数（行事数）。

— 以上 —



一般社団法人日本アマチュア無線連盟 御中

平成27年度社員総会における 準備書面（質問）

平成27年5月25日

・IJ1WTL 本林 良太

【決算報告に関する質問】

■支部ごとの予算配分

●会員一人あたりの支部費の格差

【1.1】「地方本部費」がさらに支部単位に配分されたもの（以下「支部費」とする）につき、全国の支部ごとにみて、会員一人あたりの支部費の最大格差は、何倍になっているか？

たとえば、インターネット上で開示されている支部についてのみ比較すると、下表のとおり、この範囲で最大格差は5.38倍である。

表 一人あたりの支部費の比較

正員個人の数は平成27年3月7日時点の値を用いた。

支部	平成26年 度支部費	正員 個人数	一人 あたり 支部費	出典
	〔円〕	〔名〕	〔円〕	
オホーツク	126,400	186	679.57	http://www.jarl.com/okhotsk/shibuhou/shibuhou61.pdf
沖縄	140,000	217	645.16	http://www.jarl.com/okinawa/gyouji.html
山梨	253,000	448	564.73	http://www.jarl.com/okhotsk/shibuhou/shibuhou61.pdf
秋田	241,050	444	542.91	(*)
山形	241,740	514	470.31	http://www.nexyzbb.ne.jp/~zky-y/h26dayori.pdf
群馬	323,000	1,090	296.33	http://nagae.justhpbs.jp/20140406_261kaigi.pdf
宮城	298,630	1,218	245.18	http://ja7rl.sakura.ne.jp/20140907.pdf
東京	746,000	5,901	126.42	支部大会資料

$$(*) :$$

http://www.jarlakita.com/common/fckeditor/editor/filemanager/connectors/php/transfer.php?file=/uid000018_3236E5B9B4E5BAA6E694AFE983A8E5A0B12E706466

【1.2】本件につき、何倍程度が適正と考えるか？

大都市を抱える支部では、会員数の多さによるいわゆるスケールメリットも一般論としてありうるが、その一方で、「行事の会場費が高額である」などのデメリットも存在している。

■消費増税の影響

【2.1】消費増税（含 郵便料金など値上げ）の影響は、どのくらい現れていたのか？

平成27年度については、平成26年度に比べ3.5百万円の増と理解している（第21回理事会報告）：

【2.2】職員の処遇にも、いわゆるベースアップなどの形で、きちんと影響の解消が図られているのか？

その際、仮に月10万円の支出のある人に月3千円のベースアップをしたところで、消費税増税分で相殺されると考えられるが、どうか。

■会費のメニュー

●社団局の会費が高い理由

【3】社団局の会費は高い（個人局の2倍）：

- 正員（個人会員）… 7,200円／年
- 社団会員 …………… 10,800円／年

この根拠が「個人局と比べて社団局はQSLカードの転送枚数が多いから」というなら、実データとして示すべきではないか？

たしかに、かつて（30年程度前）は「学校の社団局が」とか、「コンテストで社団局が」とか、多くの交信・QSLカードの転送が想起される時代もあった。

しかし、いまの実環境はその時代とは異なっているのではないか？

社団局は失効が相次ぎ、特段コンテストでの運用もしていないという状況にある。

一方、到着するQSLカードの状況を鑑みれば、むしろ個人会員の一部のほうが、社団局よりも多くのQSLカードを発送しているように感じられる。



【事業報告に関する質問】

I 法人の概況

3 定款に定める事業内容

(4) 交信証及び受信証の転送業務

および

III 事業報告の附属明細書 平成26年度事業報告

6. 青少年へのアマチュア無線活動の支援と身体障がい者への援助・協力

(1) 青少年のアマチュア無線活動への周知・支援

②ARISSスクールコンタクト

および

III 事業報告の附属明細書 平成26年度事業報告

7. 国際協力の推進

②ARISSスクールコンタクト

に関して

■ARISSスクールコンタクトのQSLカード無償転送の根拠

【4.1】「ARISSスクールコンタクトのために臨時に開設する社団局」にかかるQSLカードについて、「発送だけなら無料」の特別な対応が図られているが、これは『交信証及び受信証の転送取扱規程』の、どの条項に基づいているのか？

【4.2】ARISSスクールコンタクトも国内での実施も13年・79例（「NHK マサカメTV」まで）にのぼり、すでに「制度自体は十分認知された」と思慮されるが、永遠にこの配慮を続ける必要があるのか？

【4.3】ARISSスクールコンタクトの実施にあたっての関係者のご苦労は理解するが、「ARISSスクールコンタクトのために臨時に開設する社団局」による事前・事後のPR運用が、もはや“PTAがパイルアップを楽しむ場”と化しているのが大半のように取れる（例：京丹後の8J3AKは、平成26年8月6日のARISSスクールコンタクト実施のあと、8月7日から10月25日まで、京丹後市のみならず、猪名川町・大阪狭山市・此花区・川西市・右京区の各地から運用されているのが、J-Clusterで確認できる）。

そうした実態としての背景にくわえ、当該ARISSスクールコンタクトに携わった小中学生への教育的見地からみて、そもそも「発送だけなら無料」の制度に、どういう意味があるのか？

そのような実質無意味な支援ではなく、連盟としてはもっと別の観点からARISSスクールコンタクトへの協力策を練るべきではないか？

II 事業の状況

2 重要な契約に関する事項について

■茅野の土地

【5.1】下草刈りなどの最低限の土地管理は必要だと思慮されるが、そういった、いわゆるコミュニティ活動をきちんと行っているのか？

隣接地の関係者に迷惑をかけるようなことは一切発生していないか？

【5.2】登記が依然、旧社団法人、かつ、巢鴨の住所のままになっているようなことはないか？

【5.3】現地の連絡先の看板が、閉鎖した「信越地方事務局」でしかも「番地が間違っている」というようなことはないか？

【5.4】売却の見通しはどうか？

その後、日本銀行から「消費者物価の前年比上昇率2%」の物価誘導目標が示されたが、そうなれば、いまこそ保有し続けるべきではないのか？

参照（土地管理）：

『JARL評議員だより（その2） de JAODWY』

<http://www.mdb.gr.jp/DXer/JARL2.html>

II 事業の状況

3 役員会等に関する事項

(4) 第19回理事会 に関して

■参与の選任

【6.1】まさにすでにこの場（第19回理事会）で議論があったようだが、「80歳代前半2名、70歳代後半2名、60歳代後半1名」という年齢構成は、そもそも高すぎないか？

【6.2】少なくとも、若返り・次世代への円滑な継承を鑑みれば、「全員がそのまま再任」という人

選はありえなかったのではないかな？

世間一般論的には、交替の契機ごとに、定常的に1～2名を入れ替えるのが通常ではないかな？

【6.3】困窮する連盟の財政を直視すれば、いまここに至っては、「保持するDXCCの数」ではなく、視点を改めて「連盟の経営の改善」に資する能力をより持つ方こそ、「顧問」や「参与」として任用すべきではないかな？

参照：

『第19回理事会報告』

「JA1DM・JA1HQG・JA1KAB・JA3OZ・JA9AMR」

参照：

『コールブック』および『DXCC Standings』

昭和 7(1932)年生 82歳 389/Mixed

昭和11(1936)年生 78歳 355/Mixed

昭和 8(1933)年生 81歳

昭和12(1937)年生 77歳

昭和22(1947)年生 67歳

III 事業報告の附属明細書 平成26年度事業報告

2. アマチュア無線活動の推進

(1) アマチュア無線活動活性化

⑤ レピータ局およびビーコン局 に関して

■レピータ局

●沖縄における呼出符号の誤指定の今後の扱い

【7.1】本来JQ6YBAとなるべきところ、JQ6YAAが指定された件につき、今後の扱いの見通しはどうなっているのか？

総務省のコンプライアンス室からは「担当部署が申請者と対応を協議しております。」と聞いている(2013年12月3日付メール、http://jj1wtl.at.webry.info/201312/article_3.html)..

【7.2】そもそも、「日本で唯一レピータ局の開設を許されている団体」として、誤指定に気づかないとはなにごとかな？

参照：

『識別信号の指定基準』

抜粋：

(2) アマチュア業務の中継用無線局

〔中略〕

注1 地方局別の数字の次の2文字は、WA(沖縄にあつてはYA)から順次指定する。

2 地方局別の数字の次の文字が3文字である呼出符号は、その3文字がYCA(沖縄にあつてはYBA)のものから順次指定する。

●レピータ局の免許人

【7.3】「名義だけが連盟」で、「費用負担・手続きなどがすべて管理団体」という歪んだ状態を、解消しようとする気があるのか？

実際、名義が異なることから、「安価な電子申請を利用できない／できる」で揉めた例もあると聞く。

このように、実害も出ている。

たとえば、「周波数の調停権」だけを連盟に残せば、レピータ局の免許人を実態に沿わせることができるのではないのか？

実際バンドプランの改正が成ったように、連盟から総務省に対して制度改正を要望することもできるわけだが、どうか？

そもそも諸外国を見て、その国のアマチュア無線にかかる団体が直接に1千局を超える局(1330局、平成26年度末のレピータ局の数)を有している国が、どこにあるか？

III 事業報告の附属明細書・平成26年度事業報告

2. アマチュア無線活動の推進

(1) アマチュア無線活動活性化

⑧ 特別局・特別記念局

に関して

■記念局

●「特別局」の手続きの、開設基準に照らしての運用状況

【8.1】昨年度の「特別局」50局(50行事、下表)の開設申し出書の受領時期について、『特別局及び特別記念局の開設基準』で定めのある以下の二つの事由で分類すると、それぞれ何局(何行事)づつか？

(a) 開設しようとする3箇月前までに専務理事に提出されたもの

(b) 緊急やむを得ない場合であって会長が特に認めたもの

参照：

『特別局及び特別記念局の開設基準』

http://www.jarl.org/Japanese/2_Joho/2-6_stations/kaisetsukijyun.pdf

表 平成26年度の特別局50局

別表5『平成26年度特別記念局等の開設・運用状況』に比べ、前年度の平成25年度中から開設されていた4局(8N1MOMO, 8J1AYAME, 8N2HHH, 8J4\$NP)を除外している。

締切日	開設日	コールサイン
平成26年 1月 1日	平成26年 4月 1日	8 J 1 T G N
平成26年 1月 1日	平成26年 4月 1日	8 N 1 S 6 0 A
平成26年 1月 1日	平成26年 4月 1日	8 J 2 C U 5 X
平成26年 1月 1日	平成26年 4月 1日	8 J 4 F F
平成26年 1月 1日	平成26年 4月 1日	8 J 4 6 0 Y
平成26年 1月 1日	平成26年 4月 1日	8 J 4 R O S E

平成26年 1月 1日	平成26年 4月 1日	8 J 7 4 0 Y Y M
平成26年 1月 1日	平成26年 4月 1日	8 J 9 O N Q
平成26年 1月 29日	平成26年 4月 29日	8 J 6 D O N
平成26年 2月 1日	平成26年 5月 1日	8 J 1 B O S A I

平成26年 2月 1日	平成26年 5月 1日	8 J 4 H K R
平成26年 2月 2日	平成26年 5月 2日	8 J 2 V E
平成26年 3月 1日	平成26年 6月 1日	8 J 1 I N U B O
平成26年 3月 1日	平成26年 6月 1日	8 J 2 G A M A
平成26年 3月 1日	平成26年 6月 1日	8 N 6 N T O
平成26年 3月 5日	平成26年 6月 5日	8 J 8 1 5 0 G
平成26年 3月 7日	平成26年 6月 7日	8 J 1 A D
平成26年 3月 20日	平成26年 6月 20日	8 J 3 K 6 0 A
平成26年 4月 1日	平成26年 7月 1日	8 N 5 0 Y E N
平成26年 4月 1日	平成26年 7月 1日	8 N 5 C L E A N

平成26年 4月 1日	平成26年 7月 1日	8 J 9 W S H
平成26年 4月 12日	平成26年 7月 12日	8 N 1 A Q
平成26年 5月 1日	平成26年 8月 1日	8 N 1 K I N U
平成26年 5月 1日	平成26年 8月 1日	8 N 3 Y
平成26年 5月 1日	平成26年 8月 1日	8 J 5 J A Z Z
平成26年 5月 1日	平成26年 8月 1日	8 N 9 H S
平成26年 5月 2日	平成26年 8月 2日	8 J 1 Y S W
平成26年 5月 11日	平成26年 8月 11日	8 J 7 K O R
平成26年 6月 1日	平成26年 9月 1日	8 J 2 T T H
平成26年 6月 1日	平成26年 9月 1日	8 N 2 S 5 X

平成26年 6月 1日	平成26年 9月 1日	8 J 3 K A N
平成26年 6月 1日	平成26年 9月 1日	8 J 7 K B N
平成26年 6月 1日	平成26年 9月 1日	8 N 7 B 1 G
平成26年 6月 1日	平成26年 9月 1日	8 J 8 R A L L Y
平成26年 6月 1日	平成26年 9月 1日	8 N 0 C
平成26年 6月 13日	平成26年 9月 13日	8 J 1 5 0 Z Y G
平成26年 7月 1日	平成26年 10月 1日	8 J 1 6 0 K S W
平成26年 7月 1日	平成26年 10月 1日	8 J 6 0 O D A
平成26年 7月 1日	平成26年 10月 1日	8 J 8 C L N
平成26年 7月 1日	平成26年 10月 1日	8 N 9 C

平成26年 7月 4日	平成26年 10月 4日	8 J 6 B A L
平成26年 8月 22日	平成26年 11月 22日	8 J 1 K P
平成26年 9月 1日	平成26年 12月 1日	8 J 7 D R S
平成26年 10月 1日	平成27年 1月 1日	8 J 1 F U Y O
平成26年 10月 1日	平成27年 1月 1日	8 N 0 E 7 K
平成26年 10月 11日	平成27年 1月 11日	8 N 8 S S F
平成26年 12月 1日	平成27年 3月 1日	8 J 1 H
平成26年 12月 1日	平成27年 3月 1日	8 J 1 M O M O

平成26年12月 1日 平成27年 3月 1日 8 N 3 H C
平成26年12月21日 平成27年 3月21日 8 N 7 T 5 X

●「鹿島神宮式年大祭御船祭」にかかる特別局

【8.2】第17回理事会報告にあった当該局が結局開設に至らなかったのは、関東総合通信局に宗教行事とみなされたためか？

【8.3】もしその場合、そもそも当局が免許しないであろう行事を、会長がなぜ決済するのか？
そのような、いわゆるダブルスタンダードは、混乱を招く元ではないのか？

【8.4】また、「中止になった」なら「中止になった」むねの周知をすべきではないか？
それが行われていないのはなぜか？

●「連盟の特別行事」足の必要性

【8.5】下表に掲げるとおり、もはや「記念局をやり続けるために、行事を探してきている」本末転倒な事態が発生しているように感じられる。これらの行事は、当該地域・関係者の方々にとって祝うべきであるのは理解できるが、ほんとうに「稚内から与那国島までの連盟会員のすべて」を挙げて「連盟の特別行事」として奉る必要があるのか？

会長はこのような「連盟あげての特別行事」たる根拠が希薄であろう一連の特別局を、なぜ決済するのか？

「特定のクラブの関係者が、赤字にあえぎ、けっして潤沢ではない連盟のリソース（QSLビューロー・事務手続き）に恒常的に負荷を与え続ける」というのは、“会員の権利”の範囲内ではあっても、あまりに無節操ではないか？

参照（2014年6月7日閲覧）：

<http://jalysw.net/ml/member/20140507/471.html>

抜粋：

記念局の運用に付きまして小金井公園開園60周年を検討しておりましたが7日現在公園管理事務所からの許可が出ておりません。

よって先に NPO法人AMDA（アムダ）創立30周年記念局を行なう事にし申請いたしました。

参照：

『連盟が開設するアマチュア局（レピータ局及びアシスト局並びにリモコン局を除く。）に関する規程』

http://www.jarl.org/Japanese/2_Joho/2-6_stations/kinenkyoku.pdf

抜粋：

「特別局 連盟の特別行事において、公開展示し運用する局をいう。」

表 特定の団体による特別局の開設例

参照：

『平成26年度JARL特別局及び特別記念局の開設状況』

http://www.jarl.org/Japanese/2_Joho/2-6_stations/es-sta_list.htm

同様に、各年のページを参照し以下に抜粋。

開設期間 コールサイン 行事名 主な運用場所 運用責任者 QSL責任者

(平成23年)12月10日～平成24年2月29日 8 J 1 R 「レブソルド子午儀」の重要文化財指定記念
東京都三鷹市 JH1XUP JH1XUP
(平成24年)4月1日～6月30日 8 J 1 I Z 井の頭動物園開園70周年記念 東京都三鷹市 JH1XUP
JH1XUP
(平成24年)9月1日～10月31日 8 J 1 S 8 X 杉並区制施行80周年記念事業 東京都杉並区
JH1XUP JH1XUP
(平成24年)11月1日～12月31日 8 N 1 C J 日中国交回復40周年 東京都三鷹市 JH1XUP
JH1XUP
(平成25年)4月1日～8月31日 8 N 1 A 日本・ASEAN友好協力40周年 東京都三鷹市 JH1XUP
JH1XUP
平成25年12月1日～平成26年1月31日 8 N 1 A B 「あゆみの箱」創立50周年 東京都三鷹市
JH1XUP JH1XUP
平成26年6月7日～平成26年7月31日 8 J 1 A D 認定NPO法人 AMDA創立30周年記念 東京都三鷹
市 JH1XUP JH1XUP
平成26年8月2日～平成26年9月23日 8 J 1 Y S W 武蔵野クラブ創立60周年記念局 東京都三鷹
市 JH1XUP JH1XUP
平成26年10月1日～平成26年11月16日 8 J 6 0 O D A 国際協力60周年記念 鹿児島県鹿児島市
JH6RTO JH1XUP
平成26年11月22日～平成26年12月31日 8 J 1 K P 小金井公園開園60周年記念 東京都武蔵野市
JL1FDX JH1XUP

●「特別記念局」の開設規程からの乖離

【8.6】特別記念局の定義は

「国際的又は国家的に重要な行事において、アマチュア無線家が多数参加し、かつ、一般参加者に対してアマチュア無線の認識を高めるために公開展示し運用する局をいう。」である。

しかしながらいまや、

(1) 下表に示すとおり、「特別記念局」の対象行事のほとんどが、アマチュア無線家「内輪」を対象としたものになっている。

(2) かつ、運用の実態も、「持ち回りで自宅から」がほとんどであると理解している。

この実態を、上述の定義の範囲内であると、どうして捉えられるのか？

平成26(2014)年度の実例では、11行事中の10行事、16局中の15局までをアマチュア無線関連の行事が占め、それ以外のものは「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会」しかない。またこの傾向は、平成27(2015)年度についても変わらない。

参照：

『連盟が開設するアマチュア局（レピータ局及びアシスト局並びにリモコン局を除く。）に関する規程』

http://www.jarl.org/Japanese/2_Joho/2-6_stations/kinenkyoku.pdf

表 「特別記念局」の対象行事の実態

○平成26(2014)年度の特別記念局の対象 (11行事16局)

8J1A 2014アマチュア無線フェスティバル
 8N1HQ (港区)・8N1HQ (君津市)・8N1HQ (二宮町)・8N4HQ・8N8HQ IARU HF World Championship Contest
 8J2VLP QRPデー (東海)
 8J3A・8J3XIX 第19回関西アマチュア無線フェスティバル
 8J4VLP QRPデー (中国)
 8N4ARDF 2014全日本ARDF競技大会
 8J6GNB 第69回国民体育大会・第14回全国障害者スポーツ大会
 8J6HAM 第14回西日本ハムフェア
 8J6VLP QRPデー (九州)
 8J8VLP QRPデー (北海道)
 8J9VLP QRPデー (北陸)

○平成27(2015)年度の特別記念局の対象 (11行事12局, 発表済み分のみ)

8J1VLP QRPデー (関東)
 8N3AA・8J3XX 第20回関西アマチュア無線フェスティバル
 8J4VLP QRPデー (中国)
 8J6VLP QRPデー (九州)
 8J8VLP QRPデー (北海道)
 8J9VLP QRPデー (北陸)
 8N13ARDF 第10回IARU Reg.3 ARDF 選手権大会
 8J3WK 第70回国民体育大会・第15回障害者スポーツ大会・2015全日本ARDF競技大会
 第15回西日本ハムフェア
 8J8HAM 第4回北海道ハムフェア

●二つの種別の混同・無意味な区別

【8.7】「特別局」を「特別記念局」と混同 (いわば格上である後者を詐称) している運用を耳にするが, きちんと指導できているのか?

そもそも混同を招く, この区分自体が不適正なものではないのか?

【8.8】記念局に関し, 以下の, 実態としての違いは何なのか?

(a) 連盟支出金の付かない「特別記念局」

(b) 「特別局」

●免許機材に関する嫌疑

【8.9】使用無線設備に関し, 不正を疑わざるを得ない交信を耳にし, および, 手続きを目にするが, きちんと指導できているのか?

以下は連盟の開設する特別局に関し, 平成26(2014)年中に耳にした実例, および,

連盟が開設しようとする特別記念局に関し, 平成27(2015)年において目にした実例である:

(a) 「クラブのリグをJARLに登録しました」.

→社団局相互の設備共用は不可.

(b) 記念局として交信中、呼んできた相手が珍局だと、個人のコールサイン（ポータブル）に一時的に切り替えて交信する。

→常置場所が異なる設備共用は不可。

無論、その「局」としての無線局免許証票の添付が必須。

(c) 運用者にあわせ、無線設備を募る

→個人局からその無線設備を撤去しない限りは不可。

参照：

『電波法関係審査基準 別紙1 無線局の局種別審査基準 第15 アマチュア局 18』

抜粋：

(1) 設備共用は、次の各条件に適合するものであること。

ア 固定した局は、設置場所（移動する局にあっては常置場所）が同一であること。

〔中略〕

(2) 社団局同士の設備共用及び固定する局と移動する局の設備共用は認めない。

参照（(c)項関連、2015年5月25日閲覧）：

<http://www.jarl.com/kumamoto/oshirase.html>

抜粋：

※運用希望者は無線機を登録します、リグ名と技適シリアルナンバーを支部長までお知らせ下さい。

尚、8J6HAMで登録したものに關しは情報がありますので結構です。

III 事業報告の附属明細書 平成26年度事業報告

2. アマチュア無線活動の推進

(2) アマチュア無線制度の改善

に關して

■パブリックコメント募集への対応

●総論

【9.1】以下に示すとおり、総じて、パブリックコメントへの対応がおろそかになっていないか？

これでもアマチュア無線家の権益を代表している団体なのか？

会長も、東京都支部大会などのあいさつで、「いわゆる圧力団体として、アマチュア無線を守っていくのはJARL」の旨の発言をしているが、その発言と、実際の連盟の行動とが、一致していないのではないか？

もはや、理事者および事務局に、対応能力がないのか？

であれば、臨時または常設でパブリックコメントへの対応組織を用意するしかないのではないか？

●新スプリアス規格への移行（意見募集期間：平成17年4月13日～5月13日）

【9.2】連盟からは何の意見も出されなかったことから、賛成、すなわち「連盟としては新スプリアス規格移行への方針に異議なし」と、総務省当局に解釈されてしかるべきだが、本当にそれでいいのか？

(旧スプリアス規格機は、平成29年(当初平成19年)で新設・増設・変更不可、平成34年で使用不可に。)

参照(連盟からの意見はなし) :

『電波法施行規則の一部改正する省令案等に係る電波監理審議会答申及び意見募集の結果』

http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2005/050608_11.html

●475.5kHz帯の1 (意見募集期間:平成24年10月4日～11月2日)

【9.3】『国際周波数分配の脚注』の「5.80A」に従えば、中国またはロシアの国境から800km以上離れていれば5W EIRPまで認められるが、それを要求しなかったのはなぜか?

あまつさえ、「心から感謝申し上げます。」とは、一体なにごとか?

参照 :

『国際周波数分配の脚注』

<http://www.tele.soumu.go.jp/resource/search/share/pdf/kkokusai.pdf>

抜粋(脚注「5.80A」) :

主管庁は、アルジェリア、サウジアラビア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、中華人民共和国、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラン、イラク、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、ウズベキスタン、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、スーダン、チュニジア、ウクライナ及びイエメンの国境から800km以上離れた領域の部分においては、この等価等方輻射電力の制限を5Wまで増加させることができる。

参照 :

『「周波数割当計画の作成案に係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方』

http://www.soumu.go.jp/main_content/000186129.pdf

抜粋(連盟の意見) :

「472-479kHz帯におけるアマチュア業務用周波数の分配」につきましては、心から感謝申し上げます。

●475.5kHz帯の2 (意見募集期間:平成26年8月1日～9月1日)

【9.4】「475.5kHzの200m距離基準、建物所有者からの了解について」について、何百人もの者が「現実的でない」などの意見を、個人の立場で差し入れている。

にもかかわらず、連盟としての意見が「速やかな施行を要望」だけとは、会員の意見を反映しているのか?

輪をかけて、CQ ham radio誌2015年1月号p.55への『周波数委員会』による寄稿では、「現実的でないといった意見が多数寄せられました」と、これではまるで連盟から見て他人事ではないか?

(かつ、同記事には誤記も多数: http://jj1wtl.at.webry.info/201412/article_7.html)

参照 :

『アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める告示の一部改正案等に対す

意見募集結果

—アマチュア局への475.5kHz帯の割当て等—

http://www.soumu.go.jp/main_content/000317455.pdf

抜粋：

○「個人」からの意見

- ・現実的でない【個人 229件】
- ・200mの根拠を明確にすべき【個人 41件】
- ・了解先となる「建物の所有者又は管理者」の明確化をすべき（集合住宅の場合各戸ごとなのかオーナーなのか管理者なのか、など）【個人 1件】
- ・放送への受信障害時はアマチュア局に解決の責任があるので二重規制である【個人 223件】
- ・受信障害がないことが了解につながるとは限らない【個人 1件】
- ・規制するならば理論的な基準（電波防護基準、EIRP等の計算式）にすべき【個人 4件】
- ・建物から200m以上離れて運用することという条件で免許（変更許可）すれば足りるのではない【個人 2件】
- ・中波放送の受信に妨害を与えないことという条件で免許（変更許可）すれば足りるのではない【個人 7件】
- ・中波放送への妨害を与えないことを免許人が確認すれば足りるのではない（免許人において試験電波で妨害の有無を確認し、必要により関係当局に調査結果報告を提出する等）【個人 3件】
- ・フィルターの装着を条件とすることで足りるのではない【個人 32件】
- ・条件を満足する場所への移動を許可して欲しい【個人 1件】
- ・範囲内に建物がないことを証明する必要があるか【個人 2件】
- ・移動局の場合は移動範囲に建物が存在しなければ良いのか【個人 1件】
- ・移動局の場合は建物から200m以上離れた場所からは運用可能か【個人 1件】
- ・範囲内の建物所有者の同意書が必要か【個人 2件】
- ・了解を得たというメモ程度で良いのか【個人 1件】
- ・同意書の添付がなければTSSは受け付けないのか【個人 1件】
- ・何をもとに「近隣が了解している」と判断するかがあいまいである【個人 1件】
- ・範囲内のラジオ受信機への影響確認のために予備免許が出るのか【個人 1件】
- ・200mは半径か直径のどちらを指すのか【個人 1件】
- ・せめて「100m」に変更していただきたい【個人 1件】
- ・放送の受信障害を回避するための制限であればやむを得ない【個人 1件】
- ・放送の受信障害を回避するための制限であればやむを得ない【個人 1件】

○「連盟」からの意見

速やかな施行を要望

●5MHz帯（意見募集期間：平成26年11月2日～27日）

【9.5】連盟から意見は提出されていないが、なぜか？

「ください」と言い続けることが、新バンド獲得に向けての基本姿勢ではないのか？

参照（連盟からの意見はなし）：

『2015年世界無線通信会議（WRC-15）に向けた我が国の暫定見解（案）
に対し提出された御意見及びそれに対する総務省の考え方』

http://www.soumu.go.jp/main_content/000337778.pdf

■養成課程講習会の開催実態

【10.1】第二級アマチュア無線技士への養成課程講習会の対象拡大に向けてのパブリックコメントとして、現行の養成課程講習会の不適切さに関する、半ば組織的ともみえる告発があったが、

(1) 養成課程講習会を行う団体の一つであるJARLに対し設立時に2億円の資金を拠出した連盟として、また

(2) 養成課程講習会の講師のほぼ全員が会員として属しているであろう連盟として、さらには、

(3) 意見が寄せられた以上、また、電波監理審議会での議論から、総務省当局も注目しているであろうことも鑑み、

事実調査などの対応を行ったか？

【10.2】そもそも、

- ・昭和41(1966)年の、「実業界」誌に追求された事件、

- ・昭和51(1976)年の、「養成課程講習会管理者」に暴力団幹部を充てていた事件、

- ・昭和63(1988)年の、JARL NEWS 1月号から「標準コースは受講料など合わせて19,000円です。もし、その他になにか料金を求められたときは、その請求書などを同封するなどしてJARL事務局へお届けください。」と告知を続けた事件、あわせて、同年の香川総会で会員が65,000円の領収書を掲げつつ質問に立った事件、

など、アマチュア無線界の悪しき伝統として養成課程講習会を巡る嫌疑は枚挙にいとまがないが、それでも、まだ懲りないのか？

前回の事案から時間が経過し、ここにきて再びタガが緩んできているのではないか？

参照：

『無線従事者規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集（平成26年9月17日発表）の結果』

http://www.soumu.go.jp/main_content/000322387.pdf

抜粋：

13 従来から行われている第三級および第四級アマチュア無線技士養成講習会では、事前に講師や講習会運営者が修了試験の答えを教える等の行為が横行しています。

14 以前横行したアマチュア無線技士養成講習会での修了試験の不正合格はいまだ抜本的な対策が取られていません。

15 私が第三級アマチュア無線技士養成講習会を受講したときには、受講票と一緒に修了試験の問題と回答が送られてきて、実質的な講習はありませんでした。平成20年1月の講習会での現実です。

16 平成20年の1月の3アマ講習会は明らかに不適切な運営でしたので今後2アマ講習会ではこのような事が無いようにしてください。

講師が無線工学・法規を理解していない。

修了試験で出題される問題が受講票と同封されて先に郵送されて答えは事前に暗記するようにとの書かれていた。

17 私が以前受けた養成講習会では修了試験の答えをそのまま教える講習会でした。理論や倫理に

ついて説明は皆無で講師のQSLカード自慢の話しかありませんでした。

18 修了試験の問題と答えをそのまま教える（その他教育はしない）現状の講習会からの脱却をしてください。

19 以前アマチュア無線の免許を取得するために講習会を受講しましたが、受講票と共に修了試験に出題される問題と答えが送られてきて問題の答えのみ丸暗記するように申し書きがしてありました。実際の講習会で講師は自慢話やQSLカードの説明だけで修了試験に関する講義は皆無でした。

21 養成講習会では講習会開始前に修了試験の問題と答えを配布しています。

22 従来行われている第三級、第四級アマチュア無線技士の養成課程では講習会が開始される前に修了試験の問題と回答が配布されていますがこの方法を継続すると講習内容を理解せずに修了試験を合格してしまうので改善をお願いします。

23 現在の行われている第三級および第四級アマチュア無線技士養成講習会は不正がひどすぎます。私が受講した4アマ講習会ではきちんと説明できないで雑談だけで全て終わる講師で主に公務員を対象とした養成講習会でした。また、講習会をとりしきっている人物が、修了試験前に出題される問題と答えを発表していました、確かに修了試験の問題は事前に教えてもらった問題と同一です。

24 第三級アマチュア無線技士の養成講習会を受講しましたが、不親切な解説だけで何も理解できずに、最終的に先に配布された回答通り記載して修了試験に合格したのが現実です。

25 現在行われている第3級、第4級アマチュア無線技士養成講習会では修了試験と同じ問題を講習で使用しているので計算が必要な問題でも答えを丸暗記して修了試験で解答するように講師が説明している。

26 講習会の修了試験が開始されるまで講習会関係者および受講者に修了試験の問題が漏れないようにしてください。従来の第3級アマチュア無線技士養成講習会では修了試験開始前に修了試験の問題と解答を配布し、答えのみ覚えるように講師が説明しています。

27 従来から行われているアマチュア無線の講習会では修了試験を開始する前に修了試験の問題と解答そのものだけを受講者に教えているので本来の習熟度の確認である修了試験がおろそかになっています。

28 現在実施されている第三級及び第四級アマチュア無線技士養成講習会ではどういった経緯なのかは不明ですが、修了試験が開始される前に修了試験で出題される問題が受講者に明示されている。このような状況では理解の度合いを正確に把握することは不可能です。

29 講師が理論の説明ができないで機械的に答えを覚えろと発言している

参照：

『第1011回 電波監理審議会』報告資料

http://www.soumu.go.jp/main_content/000327025.pdf

抜粋：

○前田会長

先ほど課長も言われたとおり、養成課程の修了試験についてパブコメをみると、現状では不適切な例が多いというパブコメが非常に多いので、びっくりしました。

たまたま私もまわりにいるアマチュア無線の資格を持っている者に聞いたところ、これは、少なくとも自分のときも事実であったというような者もいたりしてですね。

現状から見て、そのことによってものすごく大きな弊害が生じているというわけではないけれども、やっぱり不適切な状況がある程度あるのではないかと推察されるので、何らかの形で是正するような、勧告みたいなもの、勧告と言うべきかちょっと分かりませんが、指導されるようなことをやったほうがいいのではないかと思います。

多くの問題について、これが重要だということを言うのは仕方がないと思うのですが、問題そのものと答えを暗記しろという例もあるということなので、少し是正をされるようなことをやっていただいたほうが良いのかもしれない。

参照 (2015年5月25日閲覧) :

『JP3YEL』

<http://weblog.benweb.net/archives/889>

抜粋:

地元で開催される電話級講習会の費用がレピータの設置費用を捻出するために受講者には内緒で通常価格よりも高くなっていました。この時代の講習会絡みの利権の話は枚挙に遑が無く、JARLの支部長などの役職に就いていた方々は、かなり不労所得があったおいしい時代でした。

■保証認定制度

【11】今般、平成26(2014)年から再びJARDが同制度の運用に携わるようになった。

そうであれば、平成13(2001)年にわざわざTSSに移管する必要が、そもそもなかったのではないかな？

とくに当時の政府による改革は、

「各省庁が、

省令以下の規程によって、

周辺団体にお金が入る仕掛けを設け、

そこに天下するようなこと——はしてはいけない」

という背景だったと理解している。

我々会員は、今般の保証認定のJARDによる再担当の理由を、どう理解すればいいのかな？

あるいは理事者はどのように理解しているのかな？

III 事業報告の附属明細書 平成26年度事業報告

2. アマチュア無線用周波数への混信妨害の防止

(2) 電波環境のクリーン化

③ JARL Webの「電波環境・不法局関連」のページ

および

III 事業報告の附属明細書 平成26年度事業報告

4. 会員の増強と会員事業の推進

(2) 会員事業の推進

②JARL Webのコンテンツの更新

および

III 事業報告の附属明細書 平成26年度事業報告

4. 会員の増強と会員事業の推進

(4) 広報活動

③電子情報サービス

に関して

■Webでの情報発信

●クラブ規程との齟齬

【12.1】連盟本部がWebを用いて情報を直接発信することは、『クラブ規程』第10条に違反するが、どうか？

参照：

『クラブ規程』

抜粋：

第10条 各クラブは、連盟の周知事項について優先的に連絡を受けることができる。

●情報発信の力点

【12.2】下表のとおり、開設後であっても「Webに掲載されていない」記念局や、改正が放置された「モバイル・メニュー」がある一方で、不法無線局の摘発などの各総合通信局へのリンクは高頻度で更新されている。

事務局の限られたリソースを念頭に置きつつ、Webを通じた情報発信の全体を見渡せば、力点の置き方が、誤っているのではないか？

たとえば、「リンク」はリンク先を直接訪問すれば参照できるが、

「連盟自身の情報」は連盟がWebを更新しない限り参照できないか、陳腐化していく。

なお記念局の発表遅れは、以下の観点でも問題である：

(1) メールマガジンにおいて、以下のとおり参照先として案内されているにもかかわらず、むしろ「メールマガジンに含まれていて、Webに含まれていない」局が存在する。

▽JARL特別局等の開設状況のページ

http://www.jarl.org/Japanese/2_Joho/2-6_stations/es-sta_list.htm

(2) 事前に発表のない局は、今時分はその一般化から、「JARL以外の記念局」と判断をせざるを得ない。

表 開設前にJARL Webに掲載されなかった記念局（8月以降）

コールサイン	開設日	Web掲載日
8 J 7 K O R	平成26年 8月11日	平成26年 8月29日
8 J 8 C L N	平成26年10月 1日	平成26年10月 2日
8 J 1 K P	平成26年11月22日	平成26年11月25日
8 J 7 D R S	平成26年12月 1日	平成26年12月10日
8 J 1 H	平成27年 3月 1日	平成27年 3月23日
8 N 3 H C	平成27年 3月 1日	平成27年 4月 1日
8 N 1 M O M O	平成27年 3月 1日	平成27年 3月23日
8 N 7 T 5 X	平成27年 3月21日	平成27年 3月23日
8 J 3 X X	平成27年 3月21日	平成27年 4月 1日
8 N 3 A A	〃 (実運用はなし) 平成27年 4月 1日	

表 (参考掲載: 平成27年度に入っても依然改善がみられない, かつ, 悪化傾向)

コールサイン	開設日	Web掲載日
8 N 3 W L W R T	平成27年 4月21日	平成27年 5月23日
8 J 1 V L P	平成27年 4月26日	〃
8 J 4 V L P	平成27年 4月25日	〃
8 J 6 V L P	平成27年 4月26日	〃
8 J 8 V L P	平成27年 4月26日	〃
8 N 2 I K U J U	平成27年 4月25日	〃
8 J 1 K J	平成27年 5月 1日	〃
8 N 1 3 A R D F	平成27年 5月 1日	〃
8 N 3 A R D F	平成27年 5月 1日	〃

また「モバイル・メニュー」の放置は, 会員の法令違反 (例: バンドプラン違反) を助長しかねない点で問題である。

参照 (改正が放置されたコンテンツ「モバイル・メニュー」):

『<バンドプラン、コンテスト周波数、総通住所など>JARLの「モバイル・メニュー」に20か所以上の“誤り”が存在』

<http://www.hamlife.jp/2015/05/05/jarl-mobile-menu/>

●支部・登録クラブ行事の掲載法

【12.3】支部行事・登録クラブ行事などの案内 (地方だより・CLUB NEWS) は, 「カレンダー化」などの一覧化は必要であろうが, リソースの限られた事務局でわざわざ原稿を整形して連盟本部のWebで再掲せずとも, 支部Webへの「リンク」ですむのではないか?

それこそがまさに, ハイパーテキストを特長とするインターネットの利活用法ではないか?

●各支部への割当容量

【12.4】jarl.comの支部あたりの上限容量はいかほどか?

●外部のサイトを利用する支部の存在

【12.5】支部のうち1/3（下表にしめす18支部）が、外部のサイトを使っている。
これは、「jarl.comの容量」「使い勝手」などの連盟本部の提供するサービスに問題があるからではないのか？

たとえば、「ブログ形式」「Windows」「Linux」の3メニューほどを連盟中央から提供すれば、すべての需要をまかなえるのではないのか？

【12.6】「セキュリティ」の観点からどうか？

あるいは「支部のWebが攻撃されても、連盟本部は無関係」と突き放したいのか？

【12.7】「アーカイブ」の観点からどうか？

連盟もまもなく90周年・100周年だが、活動成果にかかる情報が散逸してしまっても構わないのか？

表 外部のサイトを利用する支部

東京	jarl-tokyo.com
神奈川	www.jarlkn.info
千葉	jarl-chiba.info
岐阜	jarl-gifu.seesaa.net
三重	jarl-mie.com
滋賀	blogs.yahoo.co.jp/toyamahimitakaoka
奈良	www.dental.gr.jp/jarl-nara/
大阪	pws.sakura.ne.jp/jarlosaka/
山口	jarl33yamaguchi.jimdo.com/
徳島	jarltokushima.web.fc2.com/
佐賀	jarlsaga.blogspot.jp/
青森	jarlaomori.sblo.jp
岩手	jarl-iwate.com
秋田	www.jarlakita.com
福島	www1.big.or.jp/~jarlfuk/PukiWikiPlus/
渡島檜山	www.hakodate.gr.jp/ham/
胆振日高	ameblo.jp/jarl-iburi-hidaka/
長野	jarl-nn.asama-net.com

●支部の体制変更に伴うURLの変更

【12.8】支部の体制変更が「支部のWeb（のURL）に波及」する例が以下のとおり散見される。

これを、とくに当該支部に留まらず全国の会員にとっての利便性や、あるいは、当該支部の活動記録の蓄積（アーカイブ）の観点からどう考えているのか？

表 支部のWebの移転

○山口県支部

事由) 「作成の担当が替わりました」

旧) <http://jarl33ja4auw.web.fc2.com/>

新) <http://jarl33yamaguchi.jimdo.com/>

○千葉県支部

事由) 「支部組織の変更に伴い」

旧) <http://www.jarl-chiba.com/>

新) <http://jarl-chiba.info/>

○宮崎県支部

事由) 「削除されました」

旧) <http://www.jarl.com/miyazaki/index1.html>

新) (なし)

III 事業報告の附属明細書 平成26年度事業報告

2. アマチュア無線用周波数への混信妨害の防止

(4) 広報活動

① JARL NEWS (電子版)

に関して

■セキュリティインシデント

【13】JARL NEWSのWeb版導入に際し、2014年春号・2014年夏号中の局名録の正誤表に含まれている一般会員の氏名・住所などが、一時的にインターネット上で閲覧できる状態になっていたが、本件をセキュリティインシデントとして認識しているか？

参照：

『＜会員認証ページは事実上“無意味”に…＞7月1日から始まった「電子版JARL NEWS」、実は誰でも閲覧可能な状態だった』

<http://www.hamlife.jp/2014/07/05/denshiban-jarl-news-etsuran/>

『続・電子版JARL NEWSが誰でも参照できる件』

http://jj1wtl.at.webry.info/201407/article_8.html

III 事業報告の附属明細書 平成26年度事業報告

6. 青少年へのアマチュア無線活動の支援と身体障がい者への援助・協力

(1) 青少年のアマチュア無線活動への周知・支援

③④助成

に関して

■「青少年会費」を導入しない理由

【14】これまで、「会費のメニュー」として整えるのは定款改正に波及しおおごとだから——として、学校等の社団局・青少年を対象とした「助成金」の制度が導入されたと理解している。

であれば旧来型の総会と比べたら小規模な社員総会で『定款』『規則』の改正ができるようになった今においても、この助成金制度を放置しているのはなぜか？

返金手続きまがいの「助成金」扱いではなく、「そもそもの会費のメニュー」として設定したほうが、制度や、その運用として簡素ではないか？

III 事業報告の附属明細書 平成26年度事業報告

7. 国際協力の推進

⑥IARU HFチャンピオンシップコンテストの連盟本部局
に関して

■IARU HF Championship

●末期的な運営

【15.1】平成26(2014)年の連盟本部局は、夜間帯の“大票田”と見込まれる80m Phoneの運用がなかったが、ほんとうに上位の成績を目指そうとしているのか？

1kW出力でなくとも、「1エリア内3サイトのいずれかが追加で運用」、または、「1エリア内で1局を新規にエントリ」すれば、得点増に直結したではないか。

【15.2】その前年、平成25(2013)年は、「バンド・モードの分担の事前発表がないままコンテスト本番に突入する」という失態だった。

その一方で、メールマガジンなどでは「ぜひコールしてください」とアナウンスされている。

以上のように、運営がもはや末期的な状況とも受け取れるが、どうか？

なお平成27(2015)年以降は改善されるのか？

●「達成証」と「Web掲載」の不履行

【15.3】平成23(2011)年から平成26(2014)年にかけて、

「コンテスト期間中にJARL HQ局と4波以上で交信された局には、JARLビューロー経由で記念の達成証を送るとともに、その方のコールサインをJARL WEB上に掲載してその榮譽を称えます。皆さん頑張ってください。」

と(当初)案内していたにもかかわらず、各年とも、今に至るまで達成賞は未着であり、かつ、JARL Webへの掲載もない。

くわえて、当初あったその案内が、現在はWebから削除されている。

上述の案内に示されていた、「達成証の送付」「JARL Webへの掲載」の扱いは、いったいどうなったのか？

なお本例に限らず、連盟においては「こっそり取り下げるだけで、そのことについて断りやお詫びや訂正がない」といった運営が目につくが、なぜそのような性格の組織に成り果ててしまったのか？

参照：

『2014 IARU HF Championshipに挑戦 (の前に)』

<http://jhloes.air-nifty.com/blog/2014/07/post-99cf.html>

参照 (2011年の当初の記載)：

http://web.archive.org/web/20110204213521/http://jarl.or.jp/Japanese/2_Joho/2-6_stations/2011/iaru-2011.htm

参照 (2012年の当初の記載)：

http://web.archive.org/web/20120510150229/http://jarl.or.jp/Japanese/2_Joho/2-6_stations/2012/iaru-2012.htm

参照 (2013年の当初の記載)：

http://web.archive.org/web/20130619171759/http://www.jarl.or.jp/Japanese/2_Joho/2-6_stations/2013/iaru-2013.htm

●連盟本部局 (特別記念局) の建て付け

【15.4】平成26(2014)年の各連盟本部局の素性を『無線局等情報検索』の免許日から比定すると、以下のようないわゆる“JARL局ころがし”が行われているようだが、正しいか？

- ・ 8N1HQ (港区) JA1RLの移動局のほう
- ・ 8N1HQ (君津市) JA1YAAの固定局のほう
- ・ 8N1HQ (二宮町) JA1YRL移動局のみ
- ・ 8N4HQ JH4YRLの移動局のほう
- ・ 8N8HQ JA8RL固定局のほう (設置場所は同一)

【15.5】そのような複雑な操作をするよりも、現地に社団局がある限りは、その「現地社団局の識別信号を一時的に換える」などの開設手法を取った方が簡便ではないのか？
そもそも、その禁止規定は『特別局及び特別記念局開設の手引き』の「Frequently Asked Questions」にある以下の説明に寄るだけである：

Q JARLの局以外の、社団局を変更してJARLの特別局または特別記念局にすることはできますか？

A 残念ですができません。

これを「IARU HF ワールドチャンピオンシップコンテスト」に限っては適用を除外すればいいのではないか？

参照：

『特別局及び特別記念局開設の手引き』

http://www.jarl.org/Japanese/2_Joho/2-6_stations/jarl-events-stations-application-manual.pdf

III 事業報告の附属明細書 平成26年度事業報告 その他別紙8に示す活動 に関して

■社員選挙

●投票率

【16.1】投票率の低迷は平成24(2012)年の結果から予見できたはずだが、なにかしら対策は取らなかったのか？

平成26(2014)年の実績として、「関東29.1%、九州39.7%、北海道46.7%、北陸38.4%、広島県支部長43.9%」である。

たとえば、「棄権防止を呼びかける臨時メールマガジン」をくどくしない程度に流すことは、コストもかからずにできるのに、それすらしていないのはなぜか？

なおこの低投票率の傾向は、理事選挙においても同様である

(全国33.3%、関東29.1%、東海36.2%、関西33.7%、北海道46.7%)。

●選挙公報での記載事項

【16.2】多少の改善が見られたが、依然「コールサイン・氏名・年齢・職業・無線従事者資格・所属支部だけで選べ」というのは、投票人に与える情報として不足ではないか？

●無投票当選者の立候補者情報のインターネット上での開示

【16.3】投票に至った選挙区域では立候補者の上述の情報がインターネット上に晒されたが、投票に至らなかった選挙区域ではそうではなかった。

これは不公平ではないか？

また、たとえ無投票であれ、当選者の「人となり」を会員に広く示す意味で、区別なく開示すべきではないか？

●議席を融通した先での立候補者の不足

【16.4】関東地区は会員数が多く、代議員の“枠”を他の地区に回している状況にある。

単純計算すると、「20名分」ではなく、本来約「31名分」が関東地区に割り当てられてしかるべきである。

表 議席の割当数、()内は本来得られるべき割当数、[]内は正員数（計56,493名、平成27年3月7日時点）

・1 関東	20	(31)	[20,698]
・2 東海	12	(11)	[7,264]
・3 関西	12	(11)	[7,273]
・4 中国	8	(5)	[3,529]
・5 四国	4	(3)	[1,858]
・6 九州	8	(6)	[4,289]
・7 東北	8	(7)	[4,495]
・8 北海道	4	(4)	[2,936]
・9 北陸	4	(2)	[1,512]
・0 信越	4	(4)	[2,639]

かくなる配慮がなされている中で、「議席を回した先の地域で立候補者が不足する」という事態を、どう捉えているのか？

- ・3 関西 … 定数12・立候補11
- ・4 中国 … 定数8・立候補7
- ・7 東北 … 定数8・立候補7

このような状況であれば、その議席枠を関東に戻すべきではないのか？

なお“1票の格差”では、関東は「1,035名あたり1議席」、北陸は「378名あたり1議席」であるから、格差は2.7倍である。

●選挙区域内会員のEメールアドレスの管理・選挙時の流用

【16.5】前・元の、理事・支部役員などに限って、選挙区域内会員のEメールアドレスを所有しており、それを当該立候補者が、自己の立候補の際に選挙運動に転用しているということはないか？ 実際、投票もしていないのにお礼のメールが届いたり、あるいは、投票依頼のメールが届いたりしているが、そういった送付先のアドレスリストは、立候補者が自らゼロから作り上げたものであると理解していいのか？

すなわち「新人候補が不利になる」ことは起こっていないか？

III 事業報告の附属明細書 平成26年度事業報告
その他別紙8に示す活動
に関して

■空知留萌地区の支部としての位置づけについて

【17】空知留萌支部では、

- ・ 前回の選挙で支部長の立候補もなく、
- ・ 全国で唯一、支部のWebが用意されたことがない。
(ただし、現在では宮崎県支部も削除状態。)

このような状況は、連盟のサービスを「全国普遍的なもの」と捉えた場合に、当該支部区域内の会員に対し、不利益を及ぼしているのではないかと。

近隣支部との統合を図り、いわゆるスケールメリットを追求する必要もあるのではないかと

實際，

- ・かつて平成12～13(2000～2001)年の議論で、「会員数300名を割る支部は統合できる」との結論が、連盟として一旦導かれているし、
- ・静岡県支部のように、「東部」「西部」でうまく運営できている例もある（「東静アマチュア無線フェア」「静岡県 西部ハムの祭典」）。

無論、いま前提とすべきは

- ・「当該区域内の会員の福利がどうか？」であって、
- ・「いまの支部の数・形をなにがなんでも維持すること」ではない。



【平成27年度収支予算に関する質問】

平成27年度収支予算書
に関して

■入会者増の真水分

【18.1】平成27年度の予算において、「正員受取入会金」が4,000,000円、すなわち4,000名分（厳密には社団会員を含む）の入会を見込む予算値となっている。

一方、同実績値は、

平成25年度で 3,902,000円 (3,902名相当)

平成26年度で 2,669,000円 (2,699名相当)

である.

つまり本連盟においては、通常の年度においても、おおむね3,000名の新規入会者が得られているわけである。

すなわち、「4,000名」を目標とする『会員増強キャンペーン』にかかる効果としての、いわゆる“真水分”の増分としては、「1,000名程度」と理解していいか？

【18.2】「会員数の情報」および「正員受取入会金」から、退会者を導出すると、以下のようにな

一般社団法人日本アマチュア無線連盟 御中

平成 27 年度社員総会における 定款第 13 条に基づく付議

平成 27 年 5 月 25 日

JJ1WTL 本林 良太

・対象者： JA1TZK 木村信次郎氏。

・理由： 以下の 2 点による。

かかる行為は、本条に定めのある「本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に反する行為をしたとき」および「その他正当な事由があるとき」に相当するものと認められることから、本件（同氏の除名）につき付議する。

1. 自己の経営する TSS 株式会社が、連盟の業務を受託していた立場を悪用し、連盟の IT システムの運用を混乱させ業務の妨害を図ったという、一アウトソース受託企業としてあるまじき行為があった点。

一例として端的には、ドメインの jarl.or.jp から jarl.org へのやむを得ない移転（その周知を含む）といった被害を、連盟は被っている。

具体的には、以下の 1.1 から 1.4 項の 4 点を最低限、指す。

1.1 会員情報管理システムへのアクセスの遮断

平成 25 年 11 月 2 日ごろから、連盟から会員情報の管理システム（TSS 株式会社が管理）への接続を遮断。

1.2 JARL Web サーバ (jarl.or.jp) の改竄

平成 25 年 11 月 11 日夜から、JARL Web の掲載内容を「2011 年 11 月現在」のものにロールバック。

なお、当該サーバは連盟会員以外の目にも触れるものでもあるし、アマチュア無線家以外にも目にする Web ニュースでも言及されたことから、「本連盟の名誉を傷つけ」の基準にも該当するものとみなした。

1.3 メールマガジンの配信拒否

平成 25 年 11 月 7 日、上述 1.1 項の事実などを通知しようとした連盟事務局の依頼を拒絶。

1.4 E メール転送サービスのスパム増と対処放置

平成 25 年 10 月 21 日にスパムフィルタが機能を停止。

その後、平成 25 年 12 月 20 日に配信経路がアグレックス社経由に改められるまで、対処および問い合わせへの返答なし。

とくに、jarl.com からのメール転送先が@nifty となっていた会員においては、結果として「メールが不達になる」という、本質的な被害を被った。

2. 市価であれば年間 2,000 万円程度で十分提供できる業務なのにもかかわらず、連盟に対し長年年間 5,000 万円を超える委託額を請求し続け、連盟の財務体質を毀損させた点。

以上参考：

1 項に示した連盟の被害の内容については、以下などに転載されている「日野岳専務理事から支部長に宛てたメール」(平成 25 年 11 月 12 日付)

『JARL の Web サイトなどの障害に関する情報』

http://jh3ykv.rgr.jp/mt/2013/11/jarlweb_5.html

『<JARL システム障害問題>JARL 専務理事による「経緯説明文」、理事ら関係者のブログに掲載が相次ぐ』

<http://www.hamlife.jp/2013/11/14/jarl-system-accident-1114/>

および、

自己の観測 (1.4 項, http://jj1wtl.at.webry.info/201401/article_1.html) によった。

2 項については、『第 4 弾 JARL そこまで言って委員会』での理事者からの発言 (http://jj1wtl.at.webry.info/201407/article_11.html) によった。

その他としては以下のとおり。

『【追記】JARL、「JARL.COM メール転送サービス」の障害発生を告知』

<http://www.hamlife.jp/2013/11/22/jarl-mailtensou-accident/>

『日本アマチュア無線連盟、業務委託先とのトラブルにより一部サービスが停止状態へ』
(付されているコメントには誤解あり)

<http://it.srad.jp/story/13/11/18/0524232/>

—— 以上 ——

一般社団法人日本アマチュア無線連盟 御中

平成27年度社員総会における 準備書面（意見（提案））

平成27年5月25日

JJ1WTL 本林 良太

【意見（提案）】

■【21】QSLカードのスキャンデータとしての保存の許容

いまでは周りの制度を見回すと、「納税者の国税関係書類の保存に係るコスト削減等を図る観点からスキャナ保存制度の要件を緩和」といった、IT化時代に即した配慮が徐々になされ、さらなる拡大も検討されるようになっている。

このような流れの中、連盟としても、QSLカード（交信証・受信証）をスキャンし得られた画像データも、いわゆる正本として認めるべきではないか？

例えば、以下のような利点を期待できる：

- 保管スペースの削減 …… 集合住宅などの「狭小な住環境の一般化」に対応
- QSLカードのバックアップ … デジタルデータを複製し、遠隔地で保管

『アワード規程』によれば、最初から電子データの形で届いたものはQSLカードとして有効だと解釈できるが、「書類」のスキャンによる保存については有効性の言及がなく、禁止されているものと解釈できる。

参照：

『アワード規程』

http://www.jarl.org/Japanese/1_Tanoshimo/1-2_Award/Award-kitei-new.pdf

拔粹：

第5条 アワードの申請に用いる交信（受信）記録は、申請者が取得したQSLカード（アマチュア局が交信を証明するために発行する書類又は電子データをいう。以下同じ。）を用い、その所持証明は申請者の自己宣誓によるものとする。

(第5条) 3 JARLは、アワード発行の審査に必要なときは、第1項の定めにかかわらず、申請者から申請に用いるQSLカードの提出を求めることができる。申請者がこの提出に応じなかった場合には、アワードの発行は行わない。

参照：

『電子帳簿保存法Q&A>適用要件～スキャナ編』

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/dennshichobo/jirei/ans/03.htm>

拔粹：

契約書及び領収書のうち契約金額又は受取金額が3万円未満のものは、規則第3条第3項から除かれて

いますので、スキャナ保存ができることとなります。

参照：

『領収書はスマホ撮影で 原本廃棄可能に、財務省検討』

http://www.nikkei.com/article/DGXLASDF27H1U_Y5A420C1MM0000/

抜粋：

領収書をスマートフォン（スマホ）やデジタルカメラで撮影して画像データを保管すれば、原本の廃棄を認める方向だ。

■【22】“スパムQSL”削減活動の再活性化

たとえば、かつてJARL NEWS 2010年秋号p.66で『始めてみよう！QSLカードに関するエコ活動』という啓発が行われたが、再度徹底していただきたい。

そもそも、アマチュア局数・JARL会員数は減ってきているのに、「転送枚数100万枚／月」が一向に下がらないのは、何かがおかしい。

たとえば、「同一バンド・モード・運用場所」にも関わらず、コンテストで交信するたびに毎度「PSE QSL」で要求されることも多い。

このような、「送るほうも／転送するほうも／受け取るほうも」みなが嬉しくない、意味の希薄なQSLカードが、ビューローに与えている負荷を軽減すべきである。

会員への啓発によって抑えられる「本来は不要なはずの経費支出」は、それを実行していただきたい。

さらに一例として、JARLの局については、「1枚のQSLカードへの複数の交信データの一括記載」を義務づけるなどの策もありえる。

参照：

『3分の2が重複QSL via JARL』

<http://ja3avo.blog81.fc2.com/blog-entry-1741.html>

『8J1MORSEのQSLカード』（25枚が到着）

<http://dirtbikerider.blog115.fc2.com/blog-entry-1210.html>

■【23】「特別局」「特別記念局」制度の根本見直し

「特別記念局」の開設・運用が、実態として定義と乖離しているのは、質問の項で言及したとおりである。

いまに至っては、制度の白紙改正が必要なのではないのか。

とくに、「特別局」の制度廃止、くわえて、「特別記念局」も含めた制度の見直しを提案する。

(1) 費用の発生

「特別局」のQSLカードの転送コストを想定すると、44万円となる（導出根拠後述）。

いま連盟は、「企業で言う経常損益は、△64.8百万円」（第21回理事会報告）という財政状況にある。

そうした中で、「連盟全体をあげて奉るに値する行事なのか」すら疑問な種々の特別局から、このような額の負担を連盟が被っている余裕はないのではないのか。

財政の健全化に向けては、こういう経費こそ／すら、削らざるを得ないのではないか。

(2) 当初の想定との乖離

『特別局及び特別記念局の開設基準』が施行されたのは昭和62(1987)年であり、特別局・特別記念局が年間7局程度開設されることを前提として策定された基準のはずである。

(昭和62(1987)年は8J4XP0, 8J5XP0, JA7RL, 8J1HAM, 8J3ITU, 8J4ITU, 8J6ITU。)

それが、いまではその10倍近くの特別局・特別記念局が開設(乱造)されている。

したが、基準の施行時の想定と、いまの基準の運用の実態とが乖離してきているのではないか。

(3) 「JARL以外の記念局」の一般化

「JARL以外の記念局」としての開設例もいまや30局／年以上に登り、一般化してきている。

(4) 情報展開力の不足

事務局の実力として、記念局の開設情報の適時開示(事前告知)が行えていない。

例：(1) 8N3WLWRTは平成27年4月21日開設、5月7日のメールマガジンで初告知、Web掲載は5月23日

(2) 8J6DONがWebに掲載されたのは、閉局のあと(5月23日)

(5) 中央局・地方局・補助局の公開運用の道は残存

JARL以外の記念局の開設希望者には、端的には、QSLカードの転送料10,800円／年を負担いただくことになるわけだが、「楽しいことをしていただいて、その対価をいただいて、連盟の財政を健全化する」(前理事JA1NVFの発言から)と捉えれば、必ずしも無理なお願いではない。

なお、10,800円／年の負担の回避策としては、中央局・地方局・補助局(いわゆるRL局・YRL局)の公開運用の道は残る。

ただしその場合、「無償で転送するQSLカード」の削減効果は減る。

○転送コストの導出根拠

65,062,875 [円／年] / 11,022,941 [枚／年] × 50 [%] × 3,000 [枚／局] × 50 [局]

= 442,687 [円／年]

ここで(平成26年度の数値を参照)。

(a) 転送枚数

11,022,941枚／年(平成26年度、取り扱い処理枚数、除 非会員あて)

(9,269,076枚／国内、1,753,865枚／外国)

事業報告資料『別紙7 QSL・SWLカード転送状況』から

(b) 費用

65,062,875円／年(平成26年度、QSL費)

平成26年度収支決算報告資料『正味財産増減計算書』から

(c) 変動比率

50% (仮定、QSL費のうち、固定費を除き、転送枚数に比例する費用)

(d) QSLカードの平均発行枚数

3,000枚／局(仮定、特別局1局あたりの平均発行枚数)

(e) 特別局の開設数

50局 (除「特別記念局」, 平成26年度)

■【24】「補助局」(YRL局)の廃止

スプリアス規格の改定も近づいてくるが, むりやり新規に無線設備を購入するよりは, 廃止について一考することを要望する。

理由は以下のとおり:

- ・「会員数そのもの」が減ってきているのだから, 「連盟として保持すべき無線局数」も減らせるはずである。

最後の『補助局』として, 信越のJROZAXが整備されたのは平成13(2001)年度だった。

すでに減少トレンドに入っていたその時点と比べても, 局数で54%・JARL会員数で62%にまで低下している。

- 『補助局』の整備が終わったころ

805, 279局 (2002年3月末)

106, 538会員 (2001年9月7日)

- いま

435, 545局 (2015年2月末)

66, 418会員 (2015年3月7日)

- ・局数の削減は, 免許関係費用の削減に直結する。

いまや「聖域なき経費削減」が求められている段階ではないか。

- ・いまでは実態として, 「無線局免許証票」によって, 『中央局』・『地方局』を構成する個々の無線設備の分離運用が行える。

したが, 無線設備は『中央局』・『地方局』に巻き取ってしまう。

- ・前項で提案する「JARL特別局の見直し(廃止)」とのセット論ではあるが, その場合, 「『補助局』を特別局化」する需要が消滅する。

- ・ゲストオペ制度が設けられ, JARLとして自ら局を持たずとも, 運用の機会は増えている。

そのゲストオペ制度も, 緩和されてきた:

- 1997年〜 ゲストオペ制度の導入,

- 2011年〜 事前の許諾を得てあれば, 非常時においては, 社団局での「免許人の立ち会いなし」の運用が可に。

- ・独自の社団局をもつ支部も漸増傾向にある:

山梨JE1ZRL・三重JJ2YJC・京都JE3ZPZ・和歌山JH3YCD・富山JH9YAA。

- ・希望があれば地方本部へ払い下げ, 地方本部の費用工面で存続を図る方策もありうる。

■総務省当局への要望

●【25.1】デジタルモードの免許手続きの簡略化

無線設備にデジタルモード用の付加装置を追加しようとした瞬間、電子申請で、「バンドごと全モードの手入力」に影響が波及する。

かかる手続きは、申請者にとっても、おそらく受け取る総合通信局にとっても負担が増すだけである。

しかもこのとき、一括記載コードには変更の内容が波及しない場合がほとんどであろう。

そこでたとえば、「『既製品の工事設計認証機』に『既製品のパーソナルコンピュータ』を『マイク端子』『アクセサリ端子』から繋いだ場合には、変更の手続きを割愛できる」ような制度を確立していただきたい。

実際、さきのバンドの使用区分の変更でも分かるとおり、デジタルモードの重要度は増し始めてきている。

時代に則した制度の改善を求める。

●【25.2】レピータ間のいわゆる補助中継回線の許容

いまは制度上、「D-STARのアシスト局」と「29MHz帯レピータの送受信点間」の2形態しか認められていない。

一方で、430MHzレピータ間の補助中継回線として適する、1200MHz帯の自由度が下がってしまったのは認める。

しかし「1200MHz帯以外のバンドを用いたレピータ局間の中継」や、あるいは、「インターネットや通信事業者の商用網への依存度を下げ、アマチュア無線自身のリソースによる通信の可用性を向上させる」意味から、この制度自体は確立しておくべきと考える。

(以上)

一般社団法人

日本アマチュア無線連盟 御中

平成27年5月28日

東北地方本部選出社員

J F 7 P F W

加藤全健

第4回定時社員総会への準備書面

私は青森県支部の各JARL登録クラブの要望である、JARL社団会員会費の低減について定時総会に提案し、理事並びに社員各位にその実現をお願いするものであります。

現在、青森県支部の登録クラブの多くは、アマチュア局の高齢化による廃局などで、クラブ員数が減少し、その財政基盤がきわめて脆弱なものとなっており、年間約30,000円程度の予算ですべてを賄っているクラブも少なくありません。これからJARL会費10,800円を差し引くと、残り約20,000円程度の中から電波利用税、通信費、会議のための会場使用料や、事務費を捻出しなければなりません。

もちろん、足りない分はクラブ員の寄付や、会費外の負担で賄っておりますが、私はかねてから何とか、JARLの年会費が安くならないかと思いを巡らしておりました。

そこで思いついたのは、現在ライフメンバーに負担を求めている、QSLカード転送費3,600円とJARL NEWS購読料3,600円のうち、NEWS購読料3,600円をJARL登録クラブに限り免除出来ないかと言う事であります。

なぜならば、JARLのクラブ規定では、第9条で「クラブ代表者及び連絡者は、正員でなければならない。」と規定されております。と、言う事は、登録クラブの代表者もしくは連絡者の処へは、現在JARL NEWSが2部送られている事になります。

私も登録クラブの代表者なので、以前はJARL NEWSが毎号2部送られて来ておりました。しかし現在はライフメンバーで、QSLカード転送費3,600円しか負担しておりませんので、JARL NEWSは1部しか送られて来ておりません。

現在私は、このJARL NEWS 1部だけで、充分JARLからの情報を得る事ができております。

と、言う事はJARL NEWS の2部目は不必要だと云う事にではないでしょうか。そこで、逆転の発想ですが、このJARL 登録クラブへ余分に送られて来るJARL NEWS の費用分を社団会員の会費から値引きすれば、無駄を省き、登録クラブの物理的特典となり、登録クラブへ加入する社団会員も増え、ひいてはこれらのクラブが、将来各支部を下支えする有力なメンバーとなって行く様、育成して行く事も期待出来るのではないのでしょうか。

これら、無駄の削減、支部組織の強化と云う観点からは是非、社団会員の会費3,600円の低減を実現して下さる様、理事並びに社員各位のご理解を賜りたく提案致す所存であります。

次に、理事選挙立候補に関する「年齢制限の申し合わせ」なるものについてお伺い致しま

27.5.28

す。

聞くところによりますと、現在理事選挙には75歳以上の理事は立候補が出来ないとの申し合わせがあり、前会長もそのため立候補しなかったと云う事であります。しかし、これほどおかしい話はありません。75歳以上の方が何故一律に立候補者としてふさわしくないのか、この「申し合わせ」提案者もしくは、「申し合わせ」に賛成された方から、その合理性について説明を求めるものです。

私と致しましては、この「申し合わせ」なるものは、JARLの定款や、役員選挙の規則に基づかない以上無効であり、且つ今後益々高齢化して行くであろう、JARL組織に於いて有能な理事の喪失につながるものとして、「申し合わせ」の無効もしくは廃棄を要求するものであります。

以上で私の定時総会への準備書面と致します。

準備書面 ④ : 取り下げのため, 欠番

J A R L 27 年度社員総会 準備書面
(一社) 日本アマチュア目線連盟
会長 山之内 俊彦 様

J A R L 群馬県支部
支部長 JH1HIC 山田克美

1. 役員選任の方法について未だに会員からの不信感の意見を多々言われています。

昨年7月の群馬県支部大会においても強い意見がでました。

「なぜ、我々が選挙で選んだ結果、多数票にて選ばれているのに少数の社員によって否決されるのか。我々の投票は有効にはならないのか。」です。

社員として会員の多くの意見はJ A R Lにお伝えする必要があると思いましたが、1社員としても全く同意見でありますので改善をお願い致します。

この問題はいまだに解決されずにいます。

多くの会員の意見が反映されることなく、この問題が解決しなければ会員も嫌気がさして、Q S Lカードの転送が少ない会員はやめていってしまうでしょう。

群馬県会員の強い意見を受けた社員として、早期の解決を連盟に望みます。

多くの会員の意見では、この規定について選挙のみで有効とさせるか、有効とさせないかについて会員様全員での投票による3分の2での改正投票を行うような事も必要ではないか。選挙のみで有効とし、特殊、特別なケースが発生した場合にのみ総会に諮る規定を細部に作成しておけば良い事ではないかとの事です

2. 現行の規定書に載っている役員選任の議決方法の規則が明確に解りません。だれもが明確に解るようにこの規定を規定書面として改定をお願い致します。



昨年は議長が一方的に議決権行使書面は数枚で解りませんので議決を行いますと宣言して議決を行いました。

議長でも誤った発言をされたように思いますし、解っていないのだと思います。

まず、理事の候補者の選挙の結果と議決権行使書面の結果とはどのようなことなのでしょう。

どのようにすれば、どのようにするのでしょうか。

最低減、現行の規則でも議長は選挙結果と議決権行使書面を合わせた投票数が一番多いわけですので、会員からもいつも言われているように、当然ですがまずは一括審議を社員に諮り、意義の有無について確認をしなければならないと思います。

また、そのように解釈が出来ますが、簡単に明確に解るように文書の改定をお願い致します。

規定書を開くのは大変ですし、持参されていない方もいらっしゃいますので、現在の規則を以下に記載します。

規則

第7章 社員総会

(役員選任の議決方法)

第31条 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者毎に議決を行う。ただし、第20条第3項に規定する理事の候補者の選挙の結果と議決権行使書面による議決権行使の結果により、役員を選任の議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られると判断することができる場合には、議長が複数の役員を選任議案を候補者全員一括で議決をすることを社員総会に出席している社員に諮り、それに意義がないときには、役員候補者の選任議案を一括で決議することができる。

一般社団法人日本アマチュア無線連盟御中

平成27年6月1日

社員 JA7BCE 市川盛次



第4回定時社員総会において、下記のような質問をいたしますので、社員総会議事運営規程第14条により準備書面を提出いたします。

●報告事項 (3) 平成27年度事業計画 について

JARL創立90周年記念行事についてお尋ねします。

90周年が来年の6月である事は、皆さん異論のないところだと思います。しかしながら、90周年の記念祝賀会というのが今年の8月に行われようとしています。**周年という事は、**年経ちましたと言う事です。ですから、来年の6月にやるのが良いのですが、各種行事などの都合で前後はすると思います。

ハムフェアの期間にやるならば来年の8月で良いのではないのでしょうか。

今年の8月と来年の8月でどちらが良いのでしょうか。来年の方が良いと思います。

今年の8月にやらなければならない理由、来年の8月ではダメな理由を教えてください。

●通常業務関係 正員の確認について

約2年前、JARLは理事選挙について裁判を起こされました。

その時指摘されていた、正員管理の甘さが何の改善もされていません。

入会の時に、正員登録されればその後、会費を払っていればそれで正員扱いです。途中でアマチュア無線局の免許が切れても黙っていれば正員です。

正直に、免許が切れたからと連絡すれば准員となるでしょう。

正直者がばかを見えると言う事になります。

以前とは違い開局しているかどうかは総務省の無線局の情報が使えます。

正員の確認は2年に1度、総務省の無線局の情報で確認してはいかがでしょうか。

時期は、理事候補選挙、社員選挙の行われる年の、前の年の11-12月に行うのが良いのではないかと思います。

なるべく頻繁に行うと、現状が正しく把握できると思いますが、費用と手間を考えるとそれほど頻繁に行うのも大変かと思います。

それで、正員か正員で無いかが一番問題になりそうな選挙の時期に合わせるのが良いのではないかと思います。

●通常業務関係 レピータ管理団体構成員の確認について

正員確認と同様、管理団体から変更の届けが無い場合は事務局では確認していないようです。

開局から数十年たっても1度も確認していないような状態です。

閉局された方、JARL会員で無い方、死亡されている方まで変更しないままになっています。

再免許の時、構成員名簿の提出を義務づけてはいかがでしょうか。



2015年6月3日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会長 山之内 俊彦 殿

〒107-0052 東京都港区赤坂8-2-4-2A
社員 間下 尚彦

社員総会事前質問

第 22 回理事会報告に、下記2件(①と②)の記載があります。

- ①『監査の過程でハムフェア関連アンテナ工事費に異常値(予算)があったが、タワー工事業者と連盟の特定理事との軋轢によるもので、当該理事にアマチュア無線フェスティバル実行委員を降りてもらうことで修復を図りたいとの説明と報告がおこなわれた。』

この件に関し下記の質問をいたします。

1. 平成27年度ハムフェア関連アンテナ工事費の発注価格と工事社名。
未発注の場合は見積もり価格と工事会社名
2. 平成25年度ハムフェア関連アンテナ工事費 と 工事会社名
平成26年度ハムフェア関連アンテナ工事費 と 工事会社名
3. 工事費の異常値の詳細についての説明と報告
4. 当該理事のアマチュア無線フェスティバル実行委員の氏名とコールの開示
5. 今後、どのようにするつもりか。

- ②『QSLビューローの発送宅配システムの変更について

連盟のQSLビューローから会員宛に発送するQSLカードは、これまでヤマト運輸株式会社の配送システムを利用していたが、一部会員から同社への執拗なクレームにより、突如、同社から今月(平成27年5月)下旬発送分の引受けを拒絶される事態になったことが報告された』

この件に関し下記の質問をいたします。

1. この件に関し、詳細の報告を求める。
2. 問題を起こした会員に対するその後の対応(処分)をお聞かせいただきたい。

以上



2015年6月3日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会長 山之内 俊彦 殿

〒107-0052 東京都港区赤坂8-2-4-2A
社員 間下 尚彦

社員総会事前意見と提案

第 22 回理事会報告に、下記2件(①と②)の記載がある。

- ①『監査の過程でハムフェア関連アンテナ工事費に異常値(予算)があったが、タワー工事業者と連盟の特定理事との軋轢によるもので、当該理事にアマチュア無線フェスティバル実行委員を降りてもらうことで修復を図りたいとの説明と報告がおこなわれた。』

この件に関し下記の意見と提案をいたします。

1. この実行委員はアマチュア無線フェスティバル実行委員を降りたのか。
降りてなかったら、会長はこの場で解任すべきである。

- ②『QSLビューローの発送宅配システムの変更について
連盟のQSLビューローから会員宛に発送するQSLカードは、これまでヤマト運輸株式会社の配送システムを利用していたが、一部会員から同社への執拗なクレームにより、突如、同社から今月(平成 27 年5月) 下旬発送分の引受けを拒絶される事態になったことが報告された』

この件に関し、意見と提案

1. そもそもそのような会員全員に不利益をもたらすような不良会員は除籍とするべきと思われる。
2. 発送費用等の増大が避けられないということで、会費の改定を検討すべきである。
また、昨年消費税の増税による会費の値上げをしていない。2017年4月1日に消費税増税が決定しているので、このことも見据えて、会費の改定を検討すべきと思われる

以上



JARL 27 年度総会 準備書面

日本アマチュア無線連盟 山之内会長殿

議案 および事業計画事項に付き下記質問を致します。

(1) 1号議題

1 監査の過程でアンテナ工事費に以上な予算が見つかったと

理事会報告があるが会員各局にも判るよう説明下さい。

2 第2回総会で地方本部の予算も報告されるとあったが
どうなっていますか説明下さい。

(2) 27 年度事業計画

1 90 周年事業ですが 90 周年ではなく 89 周年に開催の
理由を会員各局に判るよう説明下さい。

2 QSL カードの配送についてヤマトから拒否されたとの事です

どのようなクレームの内容について会員各局にも判るよう説明下さい

3 クラブ規定第 10 条にはクラブは連盟の周知事項について
優先的に受けられるとあるが現状はありません
どうなっているんですか説明下さい。

以上 宜しくお願い致します。

6 月 3 日 JA1RTS 日下照朗



平成 27 年 6 月 2 日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会 長 山 之 内 俊 彦 殿

第 4 回定時社員総会 第 2 号議題に対する質問

「社員総会議事運用規定」の第 14 条により、定時社員総会第 2 号議題に対し、質問状をお送りします。総会にて、ご返答いただきますようお願い申し上げます。

関西地方本部区域選出社員

JG3QZN,

田 中 一 吉



第2号議題 役員選任の件に関する質問

JG3QZN 田中一吉

- 1、総会資料に平成26年12月19日に「石本吉男」から「石本みなこ」に改名したとあるが、どのような経緯で改名されたのか説明を求める。
- 2、石本氏は、草野氏の裁判の原告団の一員だったが、事務局は承知しているのか？またそのような立場にあるものが、JARL役員にふさわしいと思われますか？
- 3、石本氏がどのような方かインターネットのいわゆるブログで、本人が公開しているところによると参考資料1のような書き込みがある。事務局と理事会は、その内容を把握しているのか？
- 4、前項の石本氏のブログによると参照資料1から11までの書き込み及び写真をアップロードしている。このような嗜好を持ち、さらにそれを公開するようなものは理事候補者としてふさわしいかどうか意見を求める。

以上

添付資料 省略

平成27年6月4日

JARL 社員 JA2GQT

中嶋 奨

第4回定時社員総会質問準備書面

[議題]

第2号議案関係

・質問

今回の前関西地方本部長長谷川様の逝去についてはお悔やみ申し上げます。長谷川様の逝去に伴う代行に全国理事の JH3GXF 安孫子達さんを素早く選ばれ事業運営に滞りの無いようスムーズな業務運営をされたことについては喜ばしいことと考えています。また今回理事選挙で次席であった JG3CCD 石本吉男（「みなこ」様に改名）さんを理事として選任しようと今回の第4回定時社員総会で提案されています。これは選挙規定第9章26条に定められている繰り上げ補充により規程類に基づき実施されることと思います。

このように地元出身の全国選出理事が一時代行され、その後選挙規定に基づき次点の方から理事候補者を選ぶような事例であれば業務は規定により推進されていると納得ができ、規程集の規則第37条に基づく定めによるものである。

しかし、東海地方本部の場合を考えてみた場合、会員の総意で理事候補者選挙当選した土屋さんが社員総会で否決され、東海地方本部長は不在となり、その後、理事候補者選挙において落選された JA2HDE 木村時政さんが東海地方本部長として山ノ内会長より委嘱された。

この場合は、前回の中国地方本部長選任の怪文書が飛び交ったゴタゴタと同様、落選された候補者を東海地方本部長に据えた経緯は何を根拠に実行されたのか。

東海には会員に大変信頼された全国選出理事がおみえなられるにも関わらず、代行者も配置せず、理事候補選挙で会員から否定され落選された方に地方本部長を突然会長権限で委嘱することは会員の総意を踏みにじる行為であり、会長の事業運営に統一性が無く、容認すれば今後会長による JARL の私物化が各地方で起きる可能性を秘めていると思慮される。

これらについては、JA2JW 星山陽太郎氏を代表して要求書（添付資料参照1および2）が提出されたにも関わらずその後回答もされていない。本件の要求書における要求事項について記載されている経過報告を併せて回答をお願いします。



1/5

一般社団法人 (JARL)

会 長 JA7AIW 山之内俊彦 殿

平成26年10月31日

東海地方本部長の交代を求める有志の会

(賛同者85名)

代 表 JA2JW 星山 陽太郎

要求趣旨

平成26年6月15日開催の第3回定時社員総会において、選挙で選ばれた理事候補者2名が理事に選任されないという異常事態が第2回定時社員総会に続き再び起きました。

連盟は、定款に定める選任行為が結果だけでなく、6万余会員の意思表示の上に理事職が執行できる組織体制作りの大切な基本プロセスであることを認識し、その運用に当たっては高度な理念が生かされる過程である認識が求められるのであります。

寛容な民主主義は投票の行われ方に安堵を示す行為の積み重ねであって、二重選挙を容認する行為は選挙の意味合いを稀薄化し、永年にわたれば投票率低下を落とし組織劣化を招くことは歴史が証明しています。抜本的組織運営体制の祖語を改正する検討をすべきで、このままでは混乱と会員の連盟に期待する魅力が薄れるばかりです。選任行為は高度な成熟度ある組織が採用できる知恵の集大成でもあります。

JARLとしての根本は言うまでもなく選挙結果の尊重であり、社員総会が特定の当選者を個人批判をもって恣意的に選任否決することは、社員としての権利の乱用および責務の放棄であり到底容認できません。

一般社団法人に移行して最初の役員候補者選挙が行われ、その当選者4名が社員総会において否決されるという異常事態があったにもかかわらず、連盟は再発防止のため社員に対し選挙と選任についての啓蒙活動を全く行わず放置してきたのは、理事者として不作為であり、会員に対す背信行為であるというほかありません。

今回理事候補者選挙で当選したJA2GXU土屋正道氏の理事就任が拒否されたことによって空席になった東海地方本部長に、会長は選挙で落選したJA2HDE木村時政氏を任命しました。

選挙当選者を排斥し、落選者を東海地方本部長に任命したことは、東海地方の会員の意思を十足で踏みにじる蛮行であり、断じて容認できません。これを容認すれば悪しき前例となって再び選挙結果を無視する不条理が各地で起きる可能性を生じます。

2/5

要求事項

- ①速やかにJA2HDE木村時政氏の東海地方本部長職を解き、東海地方本部役員および東海地方各支部役員以外の正員より適任者を任命すること。
- ②任命権者として東海地方本部長の任命に関しての一連の経過報告を公表し、説明責任を果たすこと。

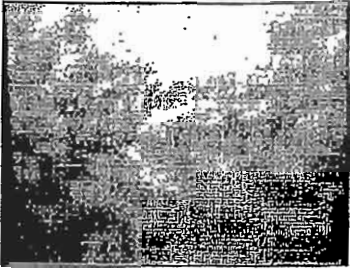
添付資料

省略

3/5

準備書面 ⑩JA2GQT 中嶋 奨

書留・特定記録 郵便物等受領証 (お客様控)

ご依頼主のご住所・お名前 		2014年11月 4日 9:15 〒100-8798 日本郵便株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2 連絡先: 榛原郵便局 TEL: 0548-22-0123 担当 諸田 光恵 書留受付No. 5361 端 02 箱 10			
お届け先のお名前 	お問い合わせ番号 14118222171	摘要 一般書留 速達 配達証明	申出損害要償額 ¥100,000		
お届け先のお名前 領収証書 毎度ありがとうございます 様 〒100-8798 日本郵便株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2 2014年11月 4日 9:15 【別納2】 第一種定形 47.5g 1通 ¥92 特殊取扱 (内訳) 一般書留 ¥430 (損害要償額 100,000円) 速達 ¥280 配達証明 ¥310 小 計 ¥1,112 課税計 ¥1,112 (内消費税等 ¥82) 非課税計 ¥0 △計 合計 お預り金額 ¥1,112 印紙税申告納 付につき廻町 税務署承認済	お問い合わせ番号 お問い合わせ番号 お問い合わせ番号	摘要 摘要 摘要	申出損害要償額 申出損害要償額 申出損害要償額		
備考:	※この受領証は損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから 大切に保存してください。				

4/5

〔 報告事項 〕

平成27年度事業計画について

・質問 JARL創立90周年記念行事について

創立記念式典等は一般社会的に創立**周年を迎えた時、祝賀会等を開いている。今年のハムフェアに併せて JARL 創立90周年記念祝賀会が一年前倒しで計画されているようですが、実施するのであれば来年度6月に開催すべきであり「山ノ内会長」の花道を考えた施策とつい考えてしまう。

お目出たい90周年の節目で、祝賀ムードで盛大にお祝いしたい気持ちは理解できます。

しかし、今日の JARL が置かれた厳しい財政状況に鑑み、90周年よりもあと11年我慢して100周年までに JARL の経営状況を改善し、身の丈を良くわきまえた適正規模の行事とすべきであると私は考えます。どのような考えからこの財政の厳しい折、記念式典を実施するのか。

会員増強キャンペーンは90周年の節目と捉え JARL の努力キャンペーンと捉え経営状況の改善策として賛成する。

・意見 「モールス符号をユネスコの無形文化遺産へ」に対する取組みの活動について

「モールス符号」は現代のデジタル通信の原点です。情報伝達における長点/短点による符号化、復号化はデジタル通信における情報の0/1の信号を標本化符号化そして復号化の考え方は何ら変わることはありません、究極のデジタル通信と考えます。

JARLとして「和文モールス符号」を「モールス符号をユネスコの無形文化遺産へ」に加えて取り組むよう要望します。「和文モールス符号」は、幕末にアメリカのペリー提督が幕府へのお土産として持参した「エンボッシング・モールス電信機」とその他は「ブレゲ指字電信機」であり、和文モールス符号は幕末にアルファベット符号からの変更による和文符号は、電信修技学校と工部大学校の吉田正秀であろうと言われ記録が残され、その後現在の「和文モールス符号」へという変遷が各種文献に見られます。中国の漢字文化から平安時代、弘法大師、紫式部等に見られる日本独特の口語平仮名文化に通じる貴重な先人の努力による日本独自の文化です。業務用無線電信による「和文モールス符号」が衰退する中で、日本の無線界における「和文モールス符号」に対する認識を新たにすることが IARUにおけるJARLの存在意義があると思います。従って「モールス符号をユネスコの無形文化遺産へ」において「和文モールス符号」を主体に取り組む活動を希望します。

昨今の4630KHzを始めとし3.5MHz、7MHzおよび10MHz等における和文愛好家の増加による賑わいがこれらを物語っており、和文を愛する「KCJ」「A1クラブ」そしてハムフェアに例年出店し活動している「和文同好会」などと共に活動を盛り上げたいと思います。

以上

5/5
了

平成26年6月4日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会長 JA7AIW 山之内 俊彦 様

信越地方本部選出社員
JA0LFV 大塚 久夫

第4回定時社員総会準備書面での質問

社員総会議事運営規定第14条に基づき、社員総会の質問について準備書面を送付致します。

第1号議題 平成26年決済の件についての質問

- ①事業報告の中の会員の状況報告で会員数が前年度より合計で847名減少しているが
会員減少のくいとめる、これからの対策を具体的にお聞かせください。
- ②赤字が少なくなっているが今後どうするのかお聞かせ下さい。
このまま行くと破綻するのではないかと心配です。
- ③モールスをユネスコ無形遺産へと表明して頂き大変良い事と思いますが具体的に登録に
向けた活動とはどのような事かお聞かせ下さい。

第2号議題 役員選任の件の質問

特になし



平成27年6月 日

一般社団法人

日本アマチュア無線連盟

会長 山之内 俊彦 殿

社員総会準備書面

一般社団法人日本アマチュア無線連盟

社員 大貫明雄 (JA1ACV)

(質問1) (会長のビジョン関連)

山之内会長が会長に就任されてから、初めての社員総会で
あるので、当社の将来を見た運営ビジョンをお聞かせ願いたい。

(質問2) (長野県茅野市に保有の土地関連)

長野県茅野市に保有する土地についてその後の状況その他
希望価格24,500千円に変化があったか、御教示願いたい。

(質問3) (ライフメンバー 関連)

会費前納者から、JARLライフメンバーに移行を始めてから1年余り
経過すると思うが、移行状況について御説明願いたい。

① 会費 7,200円のライフメンバーに移行者数

② 会費 3,600円のライフメンバーに移行者数

③ 移行率(%) ④ 移行に伴う意見、要望、他

(質問4) (非常時の通信関連)

JARLが存している非常通信の態勢整備については、
電波法第52条四号ではなく、電波法第74条のニに
基づいて進んでいると解釈して良いか。



第17回理事会報告によると、ARRL創立100周年記念行事に会長、又は代理1名を派遣すると理事会決議がなされたが、第19回理事会報告では、同記念行事に会長、専務理事、国際課長の3名が派遣されたと報告されています。

正式な理事会決議を無視して執行部は勝手に3名を派遣した。理事会決議で決まったことを執行部の一存で変更したのは規則違反ではないか。

1名派遣を3名派遣に増やした結果増大した派遣予算は幾らになったか？ 理事会決議に反する派遣であるから増加した派遣費用は会長が支払うべきではないか。

ARRL創立100周年記念行事参加は、ARRLからの招待によるものが？ もし招待であるならその旅費はARRLが負担していると思われるが、実際はどうであったか？

JARLの創立90周年(実際には89周年)記念行事には、ARRL会長に対して招待状を出すと思われるが、旅費についてはどうするのか？ ARRL創立100周年記念行事に当たってARRLがとったものと同等の扱いで招待するのが外交上の常識である。

よろしくお願い致します。

J H 1 A G U
〒194-0015 東京都町田市金森東4-53-4
青 木 敏 樹
TOKYO, JAPAN



2015 年総会準備書面

2015 年 6 月 4 日

一般社団法人日本アマチュア無線連盟 御中

呼出符号：7N3OEP

氏名：藤牧 忠親

社員総会議事運営規程第 14 条の規定に基づき、下記の通り準備書面を提出します。

◇平成 26 年度事業報告

附属明細書冒頭：

○意見:会員数が微減する中で、ライフメンバー会費や QSL 転送の申し込みで相当の収入があったことを歓迎します。しかし、毎年の財産減少額が圧縮されつつあるが、財産増加に至っていないので、引き続き心して頂きたいと願います。

1：会員拡充への取り組み

○意見:平成 27 年 6 月からは JARL 創立 90 周年を迎える 1 年間とのことですが、本年 2015 年は「数え年」で JARL 創立 90 周年(90 年目の節目)と解釈できることと思います。

一部で、(満年齢の考え方で)創立 90 周年は 2016 年ではないかという声が上がっているようですので、誤解を解く努力が必要かと思われます。

なお、本年は数え年で、2016 年は満年齢でキャンペーンを実施可能かと思われます。(2 年間のロングラン)

2：アマチュア無線活動の推進

(3)アマチュア衛星など宇宙通信の促進

○意見:ふじ 3 号の後継機の打ち上げを実現するには財政的に困難と思われますが、小規模・安価に実現できる方法を模索する時期が来ているのではありませんか？(ふじ 3 号が寿命を全うする前に、後継機がデビューしていればベスト)

◇平成 27 年度事業計画

1：JARL 創立 90 周年記念行事の実施

○意見:会員拡充への取り組みに対する意見と同様です。。

5：会員数増強と会員事業の推進

(1)①上級資格の取得奨励

○意見:第 2 級アマチュア無線技士の養成課程の開始に当たり、JARD との連携の強化及びマナー向上の呼びかけをお願いします。特に、2 アマともなると、養成課程の受講者も国家試験合格者同様に上級者としての自覚を強く持つて頂くことになるかと思ひます。

(自覚が薄いままハイパワー運用などでトラブル発生に至らない為にも).....

◇平成 26 年度決算

1：貸借対照表

II 負債の部

○意見→未払金、未払い消費税等→今後は、事情が許す限り、年度末までに支払や納付を済ませて、貸借対照表に金額が余り現れないよう留意頂きたく願ひます。(未払い消費税等が前年度 0 円→当年度約 255 万円というのが気になりました。)

以上



平成27年6月5日

(一社) 日本アマチュア無線連盟
会長 山之内 俊彦 殿

関東地方本部選出社員
J E 1 F V X 田島 喜樹

第4回定時社員総会の質問(準備書面)

理事の年齢制限並びに当選回数制限の撤廃について

理事会で「満75歳に達した理事、または当選回数が5回を超える理事は次の理事選挙に立候補できない」と申し合わせたと聞いております。

そのため74歳で会長や副会長に就任した理事は、稲毛前会長のように入任1期で退任しなければなりません。山之内会長も年齢制限により1期で退任することになると聞きました。

JARLの将来を考えますと若年層のハムを増やすことは勿論必要と考えますが、JARL運営・かじ取りは経験豊富なOMの力も必要です。

現在、会員の平均年齢は60歳を越えており、さらに75歳を越える会員の割合も急激に増加しております。

財政再建半ばの時期でもあり、さらには組織の健全運営が浸透してきた現在、年齢や当選回数の制限をかけることは、JARLにとってたいへん大きな損失であると言えるのではないのでしょうか。

現在、JARL組織の増強に向けて会員増強諸策を講じ積極的に進められていると理解しております。

これらの制限が何故必要なのか理解できません。即刻、申し合わせを撤廃すべきであると考えます。

同じ会員でありながら、75歳を越えると役員にも立候補できないなど年齢で一部権利を剥奪することは不平等であり、まったくもって理解できません。制限撤廃が会員のための民主主義であるといえます。

現在は、申し合わせ当時の理事者の多くが退任しており、現況をお考えいただければ理事者も制限撤廃の必要性を理解されると思います。

理事会申し合わせの撤廃、会員を平等に取り扱うように要望いたします。

以上、山之内会長並びに監事に見解をお尋ねします。



一般社団法人日本アマチュア無線連盟
会長 山之内 俊彦 殿

2015年6月5日

北海道地方選出 社員
JF8DSN 齋藤恵子

第4回定時社員総会 事前質問準備書面

1). JARL 創立90周年記念行事について

90週年を迎えるのは今年ではなく来年(2016年6月)になるようですが多くの会員の皆さんはJARL Web や JARL NEWS また C Q 誌などの情報により今年が90周年であると誤認しています。

- ・なぜ来年ではなく今年度にイベントを行うのか?本来であれば本年度は90周年を迎えるにあたっての計画立案準備期間となるのではないか?
- ・90周年記念事業の予算は?又、予算費目は何処で確保されているのか?
- ・今年度大きなイベントを行う計画がありますが、本来90周年を迎える来年度はまた別になにか計画しているのか?
もし来年度もイベントを行うのであれば2年連続で大きなイベントを行うと経費がかかり財政逼迫の折会員が納得しないのではないか?
- ・90周年記念アワード期間は90周年を迎える月日に終了ではなく、2017年6月11日まででも良いのではないか?

2). 提案・要望として 会員数増強・青少年育成について

アマチュア無線資格を取得した方だけではなく多くの人にアマチュア無線を身近に感じてもらい関心を持ってもらえるような働きかけをしていくということで提案。

- ・小学校、中学校、高校等においてPTA活動や学校授業の一貫としてスポーツ選手、防災に関して、音楽に関して・ボランティアに関して、語学、食育、宇宙飛行士など一般の方から著名人まで様々な分野の方を招いて講演イベントを行っています。

そこでJARLとしてもこのような講演イベントに積極的に出向し、青少年が無線に感心を持ってもらえるよう広報活動をしてはと思います。

内容も身近な無線(様々な分野で活用されている業務用無線)の紹介からアマチュア無線が趣味だけではなく命にかかわる防災や登山・医療などで役に立っている例などの紹介、コンテストやアワード・ARDF・パソコンと連動して色んな事が出来るなど。

- ・JARL NEWS の最新号ではないもの(バックナンバー)が余剰していたら特別記念局がイベント会場などで公開運用などする場合、無償提供にて予め取り寄せ、PR配布していただくなど。



・アマチュア無線に関する事がTV番組・ドラマや映画の中にも度々ありNHK「マサカメ」はJARL NEWSなどでも紹介されましたが放送前、終了後にかかわらずローカル版の情報提供を受けJARL Webで紹介。閲覧者も増え感心を持ってもらえるのではないかと。

また、災害に備えてアマチュア無線活用に関するTV報道や新聞紙面情報が度々あり各自治体においてアマチュア無線設置、免許取得費補助により有資格者育成など関心のある情報もJARL Webで紹介。このような防災に関する情報も感心を持ってもらえるとおもいます。

以上

平成 27 年 6 月 5 日

第 4 回社員総会の事前質問書

九州地方選出社員

JA6VQA 田上 昭雄

1. ハムフェアのアンテナ設置工事についての顛末を説明ください。
2. 創立 90 周年記念会員増強キャンペーンについて。
 - 会長にお聞きします。
JARL の会員になることの最大のメリットは何とお考えですか。
3. バンド拡張のための折衝は進行しておりますか。
 - 160m バンドの国際化
 - 80m バンドの細切れ解消 などの見通しはどうなっておりますか
4. JARL のホームページの更なる充実をお願いします。
 - 検索窓の設置
 - DIGI MODE の諸元の掲載
 - 新スプリアス規制への対応
 - JARL LOGO のイラストレーター形式での掲載



平成 27 年 6 月 5 日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会長 山之内 俊彦 殿

支部区域毎(島根県) の社員
J E 4 W W K 金子 由次

第 4 回 定時社員総会 事前質問準備書面

第 1. ●報告事項関連 組織運営に関して

- *1 平成 24 年 6 月の第 1 回定時社員総会において、理事・中国地方本部長候補者が役員選任されなかった事をご存じの通りです。その為に執行部の話合いで本部長代行が任命され、平成 24 年 9 月 8 日に地方本部の組織替えがあり、地方本部長公印がなぜか新任の JH4NMT 監査長に預けられました。それから 3 か月後の 11 月 24 日に「ただし書き本部長」の規則改正がされて 12 月 19 日に新本部長が任命されました。
- *2 新本部長は、地方本部運営を正常化したく奔走しました。しかしながら、前の本部長代行が任命した JH4NMT 松田監査長は、新本部長の指示に従わず無視して勝手な判断や振る舞いにより地方本部の運営を混乱させ中国地方本部では大問題となりました。新本部長は地方本部を正常化させたく、平成 27 年 3 月に JH4NMT 松田監査長の交代を会長に申し出ましたが会長に拒否されることとなりさらに混乱しました。
- *3 監査長は、地方本部長が任命権者であり、会長の越権行為に地方本部ではたいへん驚きました。第 1 回定時社員総会で本部長が選任されなかった中国・北海道・四国の地方本部の中で、北海道地方本部は新地方本部長の意向に沿った役員変更がなされており、なぜ中国地方本部は出来ないのかと苦情を度々申し入れましたが認められませんでした。
さらに、支部長全員に会長名で「嚴重注意」なる文書が送付されことを合わせて大混乱となりました。
- *このような、社団の組織運営を無視した当時の JARL 会長の暴挙とも言える異常行動は許されるものなのでしょうか。

JARL 山之内会長の 誠実な見解をお伺いしたい。



- *4 当時、大混乱させられた中国地方本部、全国の支部でも同様なことが起こりえる現状を知って頂きたく、島根県支部長 JE4WWK 金子が平成25年6月13日に「中国地方 混迷の1年（ご報告）」としてJARL支部長のメーリングにて支部長皆様にお届けしたことをご記憶の方も多いと思います。
- *5 メール送信した文書内容に関して、その中で指摘された当時の JH4NMT 松田佳之・元中国地方監査長（在任期間 H24/9～H25/6）が損害賠償請求控訴を起こした内容については、平成26年6月の第3回定時社員総会質問準備書面（準備書面④JH4NMT 松田佳之）にて本人が記して取上げられています。
- *6 その裁判で JH4NMT 松田佳之氏は、前記「中国地方混迷の1年（ご報告）」が名誉を毀損しているとして高額な賠償金を要求しておりますが、当時の中国地方本部役員一同は、JH4NMT 松田佳之氏が JARL の定款，規則，規程等を自分に都合のいいように拡大解釈し、本部長の業務指示を無視する等 中国地方本部業務を混乱させていると感じており、監査長を解任することもやむを得ないと、本部長及び各県支部長の間では合意が形成されていました。
- *7 裁判の6項目の争点内容については、ここでは詳細は記しませんが高額の賠償金を要求しておりました。
- *8 平成26年11月25日広島地方裁判所より、「JE4WWK 金子由次の主張の主要部分についての真実の証明がなされた」と認められ、JH4NMT 松田佳之氏の請求が棄却される判決がありました。書状では次のように記述されています。
- *9 「本件文書(中国地方 混迷の1年(ご報告))」は、被告(島根県支部長 JE4WWK 金子)が JARL の組織運営の正常化のためという公益目的によって送信したものであることは、同文書の記載内容及び証拠(被告本人)により認められる。」
- *10 「したがって、原告(JH4NMT 松田佳之)の本件損害賠償請求は、被告の行為に違法性が認められないから、その余の点について判断するまでもなく理由がない。 よって、原告の請求は、理由がないから棄却することとする。」
地方裁判所 判決主文：「原告の請求を棄却する。」 H26/11/25
- *11 その後、JH4NMT 松田佳之氏は、広島高等裁判所に高額の賠償金を要求して控訴しましたが、平成27年4月22日に広島高等裁判所より広島地裁第1審と同趣旨で「控訴棄却」の判決が出るに至っております。
- *12 このように島根県支部長 JE4WWK 金子の送信した「中国地方 混迷の1年（ご報告）」は全て真実であると認められ名誉毀損はなく、高額な損害賠償請求訴訟の裁判は、地裁・高裁とも全面的に 勝訴しています。

JH4NMT 松田佳之氏は、この判決を受けた後に不服であるとして最高裁に上告しておりますが、最高裁では判決が覆ることはありません。

- *13 このように、JARL の組織運営で本部長命令を無視する等の行為により地方本部の業務に支障を与え、さらに一方的に高額賠償金を要求した 元中国地方監査長・JH4NMT 松田佳之氏・現中国地方社員及びコンテスト委員 としての責任は重大であると考え、いかに問われるべきであるか？

JARL 会長の 見解をお伺いしたいと思います。

第2. ●報告事項関連 印章取扱規程に関して

- *14 平成23年11月の一般社団法人移行後に、印章取扱規程第3条によって地方本部関係の印章は 第9号地方本部長印と第10号支部長印の2種類のみとなっており 監査長公印は実在しません。
- *15 前項目の中での裁判内容で、元監査長が職務中に使用捺印していた「中国地方監査長の印」角印 についても 重要な争点になっていました。
- *16 上記の監査長印鑑は、一般社団法人になる前から就任していた 代々の本部長・前任監査長の誰もが知らない角印を JH4NMT 松田氏が H24/9 監査長になってから使用を始めました。
- *17 平成13年頃の J A R L 組織改革までは角印があったとされていますが、その後所在が不明でした。 JH4NMT 松田氏が H24/9/8 監査長に就任してから現れて 使われ始めました。 裁判が始まってから H26/1 証拠文書と証言の中で、「この印鑑は JARL 事務局から監査長就任2日後の H24/9/10 に 請求しないのに一方的に送られてきた」との事でした。 J A R L 事務局がどの様にこの監査長角印を所有していたのかは明確ではありません。
- *18 平成23年11月に一般社団に移行した時に、当時の元本部長は所有していた「本部長印、監査長印、各県支部長印」を J A R L に返還しています。 その後からは、印章規程の変更で 公印は新本部長印、各県新支部長印のみになっており、監査長印は廃止されています。
- *19 裁判では、原告 JH4NMT 松田佳之氏は「真正な公印である監査長角印」を J A R L から受け取っていると明言しています。
- *20 その公印であると称した監査長角印ですが、平成25年6月（本部長が任命権者にもかかわらず JARL 会長に辞任届を提出）に監査長を辞任しているにもかかわらず、新しい監査長に監査長角印を渡していないことが判明しました。

*21 さらに、平成25年7月に当時の中国地方本部長が、本人に監査長角印を請求しても何も返信がなく、当時のJARL会長に中国地方本部に返還させるように依頼しましたがJARLから連絡しても返事もないとの事です。

*22 その後、当時のJARL会長から何回も督促しても、2年以上経った現在に至っても印鑑が返還されておられません。

*23 印章規程によって、監査長角印は公印ではない事は公然の事実であり誰もが理解しているはずです。高額な賠償金を要求している訴訟原告のJH4NMT松田氏が公印と称している印鑑をなぜ返さないのか、当時の本部長が尋ねたところ、裁判の証拠として弁護士に預けてあると説明がありました。しかし地裁・高裁での裁判の中で証拠として監査長角印を提示されたことは一度もありません。監査長角印を見られては困ることがあるからかと、疑われても仕方ありません。

*24 中国地方本部では、印章規程にない角印でもJARLから配布されたもので、地方本部の管理対象物であるので今後もあくまでも返還を求めています。現中国地方本部長は、平成27年5月7日、松田氏に対し内容証明郵便にて返却を求めましたが、無視し反応はありませんでした。

JARLとしては、この2年間に何回も返却を要求している監査長角印を、今後どのような方法で返却させるつもりですか？

2年間も不当所持しておりますが 法的手段を求める考えはおありですか？

この2点について JARL会長の見解をお伺いします。

*25 JH4NMT 松田佳之氏は、この監査長角印をJARLから受け取ったことに関して、裁判の中の証言文書として次の様に記載しております。

*26 監査長の印章は真正なものであること。元中国地方監査長JH4NMT松田氏は、「JARLが一般社団法人になった後の中国地方監査長に委嘱の2日後の平成24年9月10日に、請求しないのに一方的にJARL事務局庶務課長の高橋壮氏から監査長の印章(角印)送られてきたので受領した。」

*27 現社員松田氏は、「原告(松田氏)が中国地方監査長として使用していた印章は、JARLが作成し、原告にその使用を委託したものに他ならない。」

*28 「本訴訟を注視している複数のJARL理事らが、原告に監査長印を送付したJARL事務局前庶務課長の高橋壮氏(平成25/10/1日付で総務部部长及び総務課課長兼務に移動)に、監査長印の取扱いについて確認したところ、監査長としての業務の遂行や監査長としての対外的な文書の作成と発信などで監査

長印を使用することが望ましいとの判断のもと、JARLとして作成した監査長印を、各地域(地方本部)の監査長に送付してあるという内容の回答があった。」

- *29 各地域の監査長に 監査長角印を送付したのは事実ですか？
- *30 各々監査長に送付したとありますが、いくつの地域に送付しましたか？
- *31 送付印鑑は、JARL 保管印鑑か、新しく製作されたものですか？
- *32 前記の*28 の回答を高橋総務部長は、複数の理事に発言しましたか？
- *33 もし発言がなければ、原告松田氏は 偽証をしたと思いますか？
- *34 JARL 事務局は、印章規程にも無い監査長角印をわざわざ送ることは、組織混乱させることとなりますが なぜ送ったのですか？

*29～*34 の5点 JARL 会長の見解をお伺いしたい。

最後に、元中国地方監査長 J H 4 NMT 松田佳之氏 (現中国地方社員) は、現在、コンテスト委員にも任命されているようだが、自ら起こした高額な賠償金を要求する不当な訴訟に完全敗訴の判決がなされ、印章取扱規程にもない監査長角印を真正な公印と称して使用し、さらには退任後2年を経過しても未だ JARL から地方本部長からの度々の要求に対しても 返還していない 搾取していると見られる状況を鑑みると、誠実で公正な立場で JARL の委員等の職責をこなさないといけない、その重責を担うにふさわしくないと断言できるが・・・

JARL として J H 4 NMT 松田氏の負うべき責任について？

JARL 会長の良識ある見解、お考えをお伺いしたい。

以上

(一社) 日本アマチュア無線連盟会長 殿

社員 (関西地方選出)

JG3DOR 河端良治

社員総会運営規程第14条の規程により、下記のとおり質問要旨を提出します。

● 第1号議題 (平成26年度決算の件) 関連

- a, 当該年度における、TSS社への支払い額を、科目 (勘定科目) 毎に教えてください。
- b, また、TSS社との裁判やそれ関連して発生した費用を教えてください。
- c, TSS社の裁判の現状や見通しについて、差し支えない範囲で教えてください。

● 第2号議題 (役員選任の件) 関連

- a, 先月16日に開催された第22回理事会での審議において、役員選任議案の上程で初めて反対者が現れたわけですが、理事会ではどのような意見のやり取りがあったのでしょうか。
- b, また、各理事はこの理事候補者について、どの程度ご存じなのでしょうか。

本来は会員が投票により選んだ「理事候補者」を我々社員が否決するという事はあってはならないと考えますが、今回の候補者は次点であり、惜敗率でも38.4%と少ない得票しかなかったので、慎重な判断を求めらると思っています。

写真等省略

● 報告事項関連

「Q S Lビューローの発送宅配システムの変更」について

a, 先月16日に開催された第22回理事会での報告事項において、一部会員からの執拗なクレームによりヤマト運輸が引き受けを拒絶したという事だが、詳細を教えてください。

b, この引き受け会社変更による発送費用等の支出増はいくらぐらいになると見込んでいるのでしょうか。

c, この執拗なクレームというのは、JARL制定のアマチュア・コードにある「アマチュアは善き社会人であること」や「アマチュアは健全であること」に反するものであり、場合によっては除名も検討すべきではないのでしょうか？

d, そもそもQ S Lカードは信書であるか否かについて、連盟としても明確な表示をするべきではなかったのでしょうか。

以上